

『吾妻鏡』の批判的研究

—その表現と用字のあり方—

野 口 武 司

一

鎌倉幕府の半公的史乘たる『吾妻鏡』には、たとえば、

○檢非違使兼綱。光長等。相率隨兵。參彼二条高倉御所。先之。得入道二品之告。逃出御。

治承四年五月十五日条

○今晚。北条殿俄進一發豆州給。是依被爵一陶宗親御勘發事也。

○武衛為追一討前内府已下平氏等。以源九郎主。可遣西海。被申仙洞云々。

元暦元年七月三日条

などという諸記事にもみられるように、ある特定の人物ないしはその人物の行為・行動に敬意を表わし、あるいは親情を添えて、さらにあるいは、ある事柄・事蹟に畏敬の念を抱懐して「タマフ」（「給」「御」）と表現したり、人物名の下に「殿」や「主」の文字を付記したりする事例が頻見される。ここでは、これらの事例のあり方の実態を精査し、これに検討を加えることにより、同書の成立や性格の一斑を闡明するための一助と致したい。これが本稿作成の日途とする

ところであり、また、こうした追究視角を以てする小稿は、本誌前号掲載論文「『吾妻鏡』の編纂について——その記事と用字のあり方——」の続編を成すものである。

一

まず、「給」や「御」の文字を以て「タマフ」と表現されている者、ないしは事柄・事蹟のうち、それが果して如何なる人物であるか、はたまた、如何なる事柄・事蹟であるかを具象的に特定することが可能なもののすべてを摘出し、その所見条を掲示するとともに、それらを氏族別に、あるいは事柄・事蹟別等に分類整理し、その内訳を分かり易くまとめて掲記することからはじめよう（各事例に列挙番号を付し、そのうち「御」字を以て表現されている事例には○印を記してある。各事例のそれに随うとともに、件の事例記載下の括弧内には、当該人物・事柄・事蹟についての簡単な説明として、その出自・属柄・内容等を補記している。そして各事例下に記す数字は所見条年月日、○印付月は閏月、○印付条は「御」字を以て表現されている事例の所見条を各々示す。さらに、「タマフ」の表現に当たっている文字として、「給」のほか、「賜」がまま見受けられるけれど、これは国史大系本などでも「當レ作レ給」とされるように、「給」とされるを妥当と考えるべきであるから、小稿では、「御」字との対比を重視する意味において、そうした「賜」字を「給」字に改め直して処理してある。また、たとえ「御」字でも、たとえば、「入一御」「出一御」「移一御」「供一御」などのように、熟語として間にハイフンを挿入して訓まれるべき、あるいはそう訓まれるのが順当・穏当とみられる場合は、それらを除外してある。なお、小稿で挙示する事例は、ナマの史料を略々そのままの形で引載しているとみられる所謂文書形式部分以外の、所謂地文形式部分に所見されるものに限られていることを序めお断わりしておく。）

①、一院第一宮（後白河天皇皇子以仁王）……………治承449、
4515、4515、4516、
4526、
4526、

（文治244）
244条の八例（「給」字三例、「御」字五例）

②、前武衛將軍（源義朝子息頼朝）……………治承447、447、4619、4619、4627、475、4723、484、
484、486、486、4813、4816、4816、4817、4817、4818、4819、4820、4823、4823、
4823、4824、4824、4824、4824、4824、4824、4824、4824、4824、4824、4824、4824、
4825、4825、4828、4829、493、493、495、499、499、499、499、499、499、499、499、
4912、4913、4917、4917、4917、4929、4101、4102、4102、4102、4102、4107、4107、

2	6	2	2	12	1	12	1	10	11	1	12	1	11	1	10	10	4	10	12			
11	、	2	6	30	1	12	1	10	11	1	10	1	8	27	1	11	17	4	10	21		
2	6	15	、	2	2	6	1	12	30	1	10	22	1	8	30	1	8	27	5	②	27	
2	6	17	、	2	3	2	2	10	30	1	10	24	1	8	30	1	8	30	5	②	27	
2	6	25	、	2	3	8	2	1	3	1	10	29	1	10	29	1	10	29	5	②	27	
2	7	24	、	2	3	12	2	1	3	2	1	3	1	11	7	2	1	19	2	1	19	
2	7	25	、	2	4	8	2	1	7	1	11	7	1	11	7	2	7	12	2	7	15	
2	7	28	、	2	4	8	2	1	9	1	11	7	1	11	7	2	7	23	2	7	29	
2	8	26	、	2	4	8	2	1	9	1	11	7	1	11	7	2	8	4	文治	1	8	24
2	8	15	、	2	4	21	2	1	28	1	11	12	1	11	12	2	1	28	1	8	24	
2	8	15	、	2	6	1	2	1	29	1	12	7	1	12	7	2	6	7	2	6	7	
2	8	18	、	2	6	9	2	2	2	1	12	21	1	12	21	1	10	3	1	8	24	
2	8	26	、	2	6	10	2	2	6	1	12	23	1	12	23	1	10	9	1	8	24	

2	2	1	1	1	1	1	3	3	3	2
9	15	12	11	6	18	4	20	17	11	8
21	21	28	12	11	7	9	20	11	12	27
2	11	22	12	11	7	10	14	11	12	9
2	11	27	2	12	2	9	3	23	17	4
2	12	15	2	12	11	10	6	23	12	15
2	12	15	2	12	11	9	3	23	9	2
2	12	15	2	12	11	9	9	15	3	15
2	12	29	2	12	11	10	7	15	4	27
2	12	15	18	2	12	11	9	25	5	15
2	12	25	2	12	11	10	8	25	19	8
2	12	27	2	12	11	11	11	25	28	11
3	1	21	2	12	11	11	10	25	28	14
3	2	25	3	12	11	11	10	27	3	19
3	4	22	2	12	12	12	11	5	15	19

- 3 4 4、3 5 12、3 5 19、3 6 13、3 7 20、3 7 26、3 7 27、3 7 29、3 8 5、3 8 24、3 11 25、3 11 25、3 12 11、
- 3 12 23、4 1 14、4 2 27、4 3 14、4 3 21、4 3 25、4 3 25、4 4 29、4 4 29、4 5 1、4 5 8、4 5 10、4 5 16、4 5 22、
- 4 5 28、4 6 7、4 6 7、4 7 2、4 7 10、4 8 9、4 8 9、4 8 9、4 8 9、4 8 10、4 9 18、4 9 26、4 10 28、4 10 28、
- 4 10 29、4 11 15、5 2 22、5 3 16、5 4 7、5 4 16、5 5 2、5 5 29、5 6 15、5 6 28、5 7 14、5 7 28、5 8 8、
- 5 8 8、5 8 26、5 ⑧ 1、5 ⑧ 3、5 ⑧ 15、5 10 9、5 10 9、5 10 9、5 10 9、5 10 25、5 10 25、5 11 7、5 11 21、
- 5 12 28、6 1 27、6 2 13、6 2 14、6 3 4、6 3 4、6 3 4、6 3 4、6 3 4、6 3 9、6 3 10、6 3 11、6 3 12、6 3 13、
- 6 3 13、6 3 14、6 3 16、6 3 20、6 3 20、6 3 29、6 4 3、6 4 12、6 4 15、6 4 21、6 4 21、6 4 24、6 4 27、6 5 10、
- 6 5 18、6 5 18、6 5 20、6 5 20、6 5 20、6 5 20、6 5 20、6 5 23、6 6 21、6 6 23、6 6 24、6 6 25、6 6 29、
- 6 7 2、6 7 6、6 8 10、6 10 15、6 10 21、6 10 28、10 2 6、10 3 11、10 3 23、正治 1 8 19、1 8 20、建仁 1 5 6、
- 1 11 13、元久 2 6 21、承元 4 3 14、建暦 2 2 28、2 2 28、建保 4 6 8、4 9 18、4 9 18、嘉禄 2 11 8、安貞 2 2 4、
- 宝治 2 2 25、建長 5 11 25 の六五二例（「給」字六四九例、「御」字三例）
- ③ 上皇（後白河天皇皇子憲仁）、高倉上皇）……………治承 4 4 27 の一例（「給」字ナシ、「御」字一例）
- ④ 御台所（北条時政子女政子）……………治承 4 8 18、4 8 19、4 9 2、4 9 2、4 10 11、4 10 11、寿永 1 11 10、
- 元暦 1 6 27、2 1 21、2 2 5 1、文治 2 1 28、2 2 6、2 4 8、2 9 16、3 1 1、3 12 16、5 4 18、5 ④ 2、建久 2 1 23、
- 3 7 8、4 8 29、5 1 29、5 2 3、5 ⑧ 2、5 10 25、5 12 28、6 2 14、6 3 9、6 3 29、6 4 3、6 6 18、6 8 17、
- 10 3 5、正治 1 8 20、2 ② 13、2 3 14、2 7 6、建仁 1 11 13、2 2 29、2 3 15、3 5 20、3 9 2、3 12 1、元久 3 2 8、
- 承元 2 10 10、3 12 13、4 6 8、4 6 8、4 8 16、建暦 2 3 9、3 4 4、建保 4 8 19、5 8 16、6 2 4、6 2 4、6 4 29、
- 6 4 29、6 5 4、6 6 27、6 10 26、7 2 13、貞応 1 10 26、3 1 4、3 5 4、3 7 11、3 7 17、嘉禄 1 6 16、1 6 16、

178、1711、1711、安貞224、延応2611、**(建長51125)**の七四例（「給」字六八例、「御」字六例）

567、北条殿父子三人（時家子息時政、時政子息宗時、時政子息義時）

時政……治承4824、4824、4824、4825、4825、498、4915、寿永1820、1114、
元暦123、2420、2515、文治219、566、5112、建久212、3728、31129、452、452、
452、4515、41123、522、5111、61120、正治1118、2113、249、建仁243、261、
2716、建仁392、392、392、392、392、392、3915、3109、元久1220、158、168、
2221、2622、2719、2720、建保318の五一例（「給」字五一例、「御」字ナシ）

宗時……治承4824の一例（「給」字一例、「御」字ナシ）

義時……治承4824、寿永1114、1114、文治4710、5418、建久31129、4516、5723、5⑧7、
正治314、建仁396、4118、元久1915、1915、2621、2720、3313、建永1223、11223、承元31013、
411、4815、4816、499、建暦1816、246、248、311、3122、342、3427、3428、352、
3711、3711、3711、3912、建保2223、2102、2103、3915、31030、4824、5126、5417、5119、
5117、5124、6323、678、679、679、6821、6122、61220、61220、61220、7127、
7127、7127、721、728、承久4110、貞応1525、2518、2628、2820、2106、2123、21220、
2120、3612、3613の七四例（「給」字七四例、「御」字ナシ）

8、大明神（諱方大明神）……治承4910、文治3815の一例（「給」字一例、「御」字ナシ）

9、予州禪門（源頼信子息頼義）……治承4911、文治5918、建久4325、4325、承元31015の五例（「給」字五例、「御」字ナシ）

10、左典廄（源為義子息義朝）……………治承4 9 11、4 9 11、文治1 8 30、3 2 9、5 9 7、5 9 7、建久1 10 29
の八例（「給」字八例、「御」字ナシ）

11、尊神（伊勢大神）……………治承4 9 11の一例（「給」字一例、「御」字ナシ）

12、高橋判官盛綱（平盛俊子息カ）……………治承4 10 19の一例（「給」字一例、「御」字ナシ）

13、中納言法眼円暁（後三条天皇子輔仁曾孫、行恵子息、源義家外孫）……………寿永1 9 20、文治5 6 11の一例（「給」字二例、「御」字ナシ）

14、牧御方（牧宗親子女、北条時政室家）……………寿永1 11 10、建久2 11 12、2 12 1の三例（「給」字三例、「御」字ナシ）

15、常陸国鹿島社神……………寿永3 1 23（元暦1 12 25）の一例（「給」字ナシ、「御」字一例）

16、志水冠者（源義仲子息義高）……………元暦1 4 21、1 4 21の二例（「給」字ナシ、「御」字一例）

17、姫公（源頼朝子女大姫）……………元暦1 4 21、1 4 21、1 4 26、1 4 26、1 6 27、文治2 5 17、2 5 27、2 9 16

3 2 23、建久2 11 8、5 8 18、5 8 18、6 2 14、6 3 29、6 4 3、6 6 18、6 10 15の一七例（「給」字一五例、「御」字一例）

18、池前亞相（平忠盛子息賴盛）……………元暦1 6 1、1 6 1の一例（「給」字二例、「御」字ナシ）

19、先帝（高倉天皇皇子言仁、安徳天皇）……………元暦2 2 19、2 3 24、貞永1 7 8の三例（「給」字一例、「御」字二例）

20、三州（源義朝子息範頼）……………元暦2 2 29の一例（「給」字一例、「御」字ナシ）

21、建礼門院（平清盛子女徳子）……………元暦2 3 24、2 5 1の一例（「給」字ナシ、「御」字二例）

22、賢所（尊神別体）……………元暦2 3 24、2 4 24の一例（「給」字一例、「御」字一例）

23、神璽（尊神別体）……………元暦2 4 24 の一例（「給」字ナシ、「御」字一例）

24、大織冠（中臣御食子子息藤原鎌足）……………元暦2 6 21の一例（「給」字一例、「御」字ナシ）

- 25、右大臣（菅原是善子息道真）……………元暦2621の一例（「給」字一例、「御」字ナシ）
- 26、左典厩（一条〈藤原〉通重子息能保）……………文治1115、489、建久1118の三例（「給」字三例、「御」字ナシ）
- 27、讚岐院（鳥羽天皇皇子顯仁、崇徳上皇）……………文治1128の一例（「給」字一例、「御」字ナシ）
- 28、帥中納言（藤原光房子息吉田経房）……………文治215の一例（「給」字一例、「御」字ナシ）
- 29、法皇（鳥羽天皇皇子雅仁、後白河法皇）……………文治229、3515、3101、建久1119、1119、324、
632の七例（「給」字二例、「御」字五例）
- 30、右府（藤原忠通子息九条兼実）……………文治227、240、建久1119、6410、6417、61125の六例（「給」
字六例、「御」字ナシ）
- 31、左典厩賢息（一条〈藤原〉能保子息高能）……………文治2312、建久5⑧3の一例（「給」字一例、「御」字ナシ）
- 32、後鳥羽天皇（高倉天皇皇子尊成）……………文治2323、建保5724、7②12、承久368、385、3⑩10の六
例（「給」字二例、「御」字四例）
- 33、松殿（藤原忠通子息松殿基房）……………文治2420の一例（「給」字一例、「御」字ナシ）
- 34、内府（徳大寺〈藤原〉公能子息実定）……………建久2⑫25の一例（「給」字一例、「御」字ナシ）
- 35、大菩薩（八幡大菩薩）……………文治251の一例（「給」字一例、「御」字ナシ）
- 36、御室（後白河天皇皇子守覺法親王、北院御室）……………文治2115の一例（「給」字一例、「御」字ナシ）
- 37、若公（源賴朝子息頼家）……………文治311、416、416、4710、4710、4710、5④2、647、
建久1411、1411、1411、1523、333、431、4516、4516、4516、4522、5617、51228、
624、663、664、664、61026、61027、1026、10412、正治1516、1819、1819、

- 18、20、18、20、113、215、218、218、2②16、2②29、233、234、2512、2512、
2528、2616、271、278、292、2117、建仁161、161、162、1629、1629、176、
176、176、176、199、1911、123、123、2110、2129、2129、222、2220、238、
238、238、2413、2427、2427、2510、2929、2⑩13、21219、395、395、397、397、
3921、3929、3929、元久1719、建長51125の八八例（「給」字八五例、「御」字三例）
- 38、豆州三島社（三島明神）……文治3718の一例（「給」字一例、「御」字ナシ）
- 39、帝（舒明天皇皇子大海人、天武天皇）……文治3127の一例（「給」字一例、「御」字ナシ）
- 40、左衛門尉高綱（佐々木（源）秀義子息高綱）……文治563の一例（「給」字一例、「御」字ナシ）
- 41、由利八郎（出羽国由利郡譜第郡司子弟、藤原泰衡郎従）……文治597の一例（「給」字一例、「御」字ナシ）
- 42、右武衛室（源義朝子女、一条（藤原）能保室家）……建久1420、1519の一例（「給」字一例、「御」字ナシ）
- 43、土佐冠者（源義朝子息希義）……建久1711の一例（「給」字一例、「御」字ナシ）
- 44、中宮（九条（藤原）兼実子女宜秋門院任子、後鳥羽天皇中宮）……建久1121の一例（「給」字一例、「御」字ナシ）
- 45、駿河守広綱（源仲綱子息）……建久11214の一例（「給」字一例、「御」字ナシ）
- 46、大理姫君（一条（藤原）能保子女、九条（藤原）良経室家）……建久269の一例（「給」字一例、「御」字ナシ）
- 47、鎮西八郎（源為義子息為朝）……建久281の一例（「給」字一例、「御」字ナシ）
- 48、故予州（源義朝子息義経）……建久21215の一例（「給」字一例、「御」字ナシ）
- 49、若公（源頼朝子息貞暁）……建久3519、3519の一例（「給」字一例、「御」字ナシ）
- 50、金剛殿（北条義時子息泰時）……建久3526、3526、3526、建仁102、102、103、106、106、

1	10	建暦	1 4 29、3 5 2、3 5 3、3 5 3、3 5 4、建保	1 12 18、1 12 18、3 10 30、5 3 3、6 7 9、7 3 26		
7	3 26、	承久	3 6 14、貞応	3 6 26、3 6 28、3 7 18、3 7 29、元仁	1 12 26、嘉禄	1 5 3、1 9 20、2 10 27、3 4 2、3 5 8、
1	10 20、		1 11 8、1 11 22、	1 12 9、1 12 9、1 12 20、2 1 1、2 2 14、2 3 27、2 8 1、		
3	11 4、	安貞	2 3 3、2 5 21、2 10 15、2 12 4、	3 1 13、3 1 15、寛喜	1 8 15、1 11 18、1 11 24、2 2 6、2 2 6、	
2	2 8、		2 3 1、2 3 15、2 5 5、2 5 6、2 6 14、2 6 14、2 6 16、	3 1 9、3 6 1、3 6 15、3 7 11、3 7 15、		
3	9 27、		3 9 27、3 9 27、3 10 19、3 10 27、4 3 3、	貞永	1 5 14、1 7 10、1 7 12、1 8 10、1 9 28、	
1	⑨ 8、		1 10 5、1 10 22、1 11 28、1 11 29、1 11 29、	1 11 29、2 1 13、2 1 13、2 1 13、天福	1 5 5、1 5 27、	
1	5 27、		1 6 8、1 6 19、1 7 9、1 7 11、1 8 18、1 8 18、1 8 18、	1 9 29、1 11 10、1 11 10、1 11 10、		
2	3 5、		2 3 10、2 6 30、文暦	2 2 9、2 5 5、2 7 5、2 7 18、2 8 21、2 9 2、嘉禎	1 10 2、1 10 2、1 12 29、	
2	1 21、		2 1 21、2 2 14、2 3 12、2 3 12、2 3 13、2 5 25、2 6 5、2 6 5、2 6 11、2 8 4、	2 8 4、2 8 5、2 11 14、		
2	12 23、		2 12 23、2 12 26、3 3 21、3 7 11、3 7 19、4 1 9、4 2 6、4 2 7、4 2 7、4 2 10、4 2 16、	4 5 5、4 5 11、		
4	6 24、		4 6 24、4 7 11、4 7 11、4 9 13、4 10 7、4 10 11、4 10 14、曆仁	1 12 19、延応	1 3 29、1 7 15、1 8 16、1 10 12、	
1	12 5、		1 12 5、2 1 23、2 2 25、2 3 7、2 3 9、仁治	1 11 12、1 11 30、1 12 21、2 1 4、2 1 24、		
2	2 16、		2 2 16、2 2 26、2 3 27、2 4 5、2 5 5、2 5 14、2 5 14、2 6 17、2 11 4、	2 2 4、2 2 4、2 2 16、		
2	11 29、		2 11 29、2 12 5、2 12 30、2 12 30	の一八五例〔給〕字一八五例、〔御〕字ナシ)	(建久 4 4 13)	
4 1 5	(4 1 18)	若公(源頼朝子息実朝)	6 2 14、建仁	3 2 4、3 10 9、3 10 25、3 11 3、3 11 23、3 12 14、		
2 2 17、	2 3 1、		4 1 18、4 2 12、元久	1 4 18、1 6 20、1 7 14、1 7 23、1 7 26、1 8 15、2 1 5、2 2 12、		
2 2 18、	2 3 1、		4 1 18、4 2 12、元久	1 4 18、1 6 20、1 7 14、1 7 23、1 7 26、1 8 15、2 1 5、2 2 12、		

- 2420、承元1123、2210、2529、21216、21220、3422、3526、31017、31213、5116、5128、
 5222、建暦1429、174、187、236、2310、2418、2620、2916、2113、21221、21224、
 21229、314、3112、3226、336、336、3330、348、3417、352、353、354、
358、3818、3818、3922、3123、建保1129、2122、2210、2214、2829、2922、317、
 341、342、3512、3101、3115、31125、31220、449、4513、4524、468、4615、
 4630、483、4918、4918、4918、4918、4920、4920、4105、41123、41124、41124、
 5122、5310、5520、5110、6117、6121、6212、6223、6316、6323、647、6627、
 6627、61019、61220、7127、7127、7127、7127、721、建長51125の二二六例（「給」字二例、「御」字一五例）
- 字二二例、「御」字一五例）
- 52、狩野介（工藤茂光子息狩野宗茂）………建久452の一例（「給」字一例、「御」字ナシ）
- 53、長吏法親王（後白河天皇皇子定恵法親王）………建久6520の一例（「給」字一例、「御」字ナシ）
- 54、本仏（大日堂本尊仏）………建久61119、61119の二例（「給」字二例、「御」字ナシ）
- 55、姫君（源頼朝子女乙姫）………建久6214、10312、正治1614、1614の四例（「給」字一例、「御」字一例）
- 56、後朱雀院（一条天皇子敦良、後朱雀天皇）………正治11027の二例（「給」字一例、「御」字ナシ）
- 57、宇治殿（藤原道長子息頼通）………正治11027の二例（「給」字一例、「御」字ナシ）
- 58、若君（源頼家子息一幡）………建仁392、393の二例（「給」字一例、「御」字ナシ）
- 59、坊門前大納言信清子女、源実朝御台所………元久11014、承元4816、建暦239、建保4113、435、
 4316、5310、5816、6627、7128の一〇例（「給」字七例、「御」字三例）

- 60、武州（北条時政子息時房）…………承元3 10 13、建暦1 6 2、1 12 28、3 1 22、3 5 3、3 5 5、建保3 10 30、
 4 3 3、6 5 4、6 7 9、貞応3 ⑦ 28、嘉禄1 7 23、1 10 3、1 10 19、1 10 20、1 11 8、1 12 29、2 7 1、
 3 4 2、寛喜1 8 15、2 2 6、2 3 15、2 6 14、2 6 14、3 7 11、3 7 15、3 10 19、3 10 27、4 3 3、
 貞永1 7 10、1 9 28、1 ⑨ 8、1 10 22、天福1 5 5、1 6 8、1 12 12、文暦2 2 9、2 7 5、2 7 18、2 8 21、
 嘉禎1 10 2、2 3 8、2 8 4、2 8 5、2 11 14、3 2 21、3 3 21、3 7 11、3 12 13、4 1 28、4 2 16、4 10 14、
 暦仁1 12 23、延応1 3 29、1 6 6、1 8 15の五六例（「給」字五六例、「御」字ナシ）
 61、金吾將軍室（源頼家室家、賀茂重長子女、善哉生母辻殿）…………承元4 7 8の一例（「給」字一例、「御」字ナシ）
 62、金吾將軍若君善哉（源頼家子息公暁）…………建暦1 9 15、1 9 22、建保5 6 20、5 10 11、7 1 27の五例（「給」字
 五例、「御」字ナシ）
 63、後京極攝政殿（九条〈藤原〉兼実子息良経）…………建暦1 11 4、寛喜2 6 14の一例（「給」字一例、「御」字ナシ）
 64、故金吾將軍家若公（源頼家子息栄実）…………建暦3 11 10の一例（「給」字一例、「御」字ナシ）
 65、鎮守府將軍義家息女（源義家子女）…………建保2 5 7の一例（「給」字一例、「御」ナシ）
 66、葉上僧正（賀陽季重子息栄西）…………建保2 6 3の一例（「給」字一例、「御」字ナシ）
 ⑥7、帝（茅渟王王女宝、皇極天皇）…………建保2 6 5の一例（「給」字ナシ、「御」字一例）
 68、相州子息（北条義時子息実義〈実泰〉）…………建保2 10 3の一例（「給」字一例、「御」字ナシ）
 69、坊門内府（藤原信隆子息信清）…………建保3 1 20の一例（「給」字一例、「御」字ナシ）
 70、三条中納言実宣室（北条時政子女）…………建保4 3 30の一例（「給」字一例、「御」字ナシ）
 71、右京兆室（北条義時室家、伊賀朝光子女カ）…………建保5 2 19の一例（「給」字一例、「御」字ナシ）

72、八条左大臣良輔（九条〈藤原〉兼実子息良輔）……………建保61125の一例（「給」字一例、「御」字ナシ）

73、坊門亞相（藤原信清子息忠信）……………建保7124の一例（「給」字一例、「御」字ナシ）

74、戌神……………建保728の一例（「給」字一例、「御」字ナシ）

75、六条宮（後鳥羽天皇皇子雅成）……………建保7213（承久368、3615、3724、31010の五例（「給」字一例、

「御」字四例）

76、冷泉宮（後鳥羽天皇皇子頼仁）……………建保7213（承久368、3615、31010の四例（「給」字ナシ、「御」字四

例）

77、仲恭天皇（順徳天皇皇子懷成）……………承久3521（31010の二例（「給」字ナシ、「御」字一例）

78、兩院（後鳥羽天皇皇子為仁）〈土御門院〉、後鳥羽天皇皇子守成（順徳院）

土御門院……………承久3615（31010、31010の三例（「給」字ナシ、「御」字二例）

順徳院……………承久3615（31010、31010の三例（「給」字ナシ、「御」字三例）

80、天照大神……………承久31010の一例（「給」字ナシ、「御」字一例）

81、鳥居禪尼（源義親子女、源頼朝姨母）……………貞応1427の一例（「給」字一例、「御」字ナシ）

82、若君（九条〈藤原〉道家子息頼経）……………貞応2124、2125、2416、2428、2514、2105、2105、

2110、3428、3128、元仁11214（11215、11217、11220、嘉禄11220、11220、11220、2213、2320、

324、3424、3830、31123、安貞223、227、228、229、2325、2513、2625、2725、

2815、21230、寛喜1523、174、175、11022、226、229、266、266、266、2614、

2614、2614、2614、2614、2614、2616、2622、3212、332、333、333、

- 333、333、333、345、3417、3514、貞永145、1514、1712、1723、天福1527、
 文暦11228、2120、2120、2814、2818、嘉禎11017、11126、2117、221、242、2611、284、
 2123、3419、4210、4217、4223、4226、437、437、4418、4425、4516、469、4716、
 482、4825、4919、延應154、2611、治1727、186、2111、
 2815、2115、21211、寛元172、1826、2117、2117、2124、2125、231、2421、2515、
 2128、329、3210、3319、375、376、376、4222、4711、4727、宝治1528の一二七例（「給」
 字九七例、「御」字三〇例）
- 83、式部大丞朝時（北条義時子息）……貞應2820、嘉禎31213、延應152の三例（「給」字三例、「御」字ナシ）
 84、駿河守重時（北条義時子息）……貞應2820、宝治11210、21213、建長2711、2129、3521、441、
 445、4414、4414、4414、4724、4114、622、8311の一五例（「給」字一五例、「御」字ナシ）
 85、左府（近衛〈藤原〉家実子息家通）……貞應3819の一例（「給」字一例、「御」字ナシ）
 86、嵯峨天皇（桓武天皇子賀美能）……嘉祿151の一例（「給」字一例、「御」字ナシ）
 87、竹御所（源頼家子女、將軍家九条〈藤原〉頼經御台所）……嘉祿328、3711、安貞11214、3220、3221、
 寛喜1815の六例（「給」字六例、「御」字ナシ）
- 88、武藏一郎時実（北条泰時子息）……嘉祿3618の一例（「給」字一例、「御」字ナシ）
 89、安居院聖観僧都（藤原澄憲子息）……嘉祿3725の一例（「給」字一例、「御」字ナシ）
 90、匠作（北条泰時子息時氏）……嘉祿3818、寛喜2411の一例（「給」字一例、「御」字ナシ）
 91、武州室（北条泰時室家、三浦義村子女禅阿）……安貞3220、3221、3314、寛喜1815、嘉禎423の五例（「給」字

五例、「御」字ナシ)

- 92、助教（中原師茂子息師員）……………寛喜2614の一例（「給」字一例、「御」字ナシ）
- 93、淡海公（藤原鎌足子息不比等）……………貞永1810の一例（「給」字一例、「御」字ナシ）
- 94、大殿（九条〈藤原〉良経子息道家）……………天福1415、嘉禎4424、曆1124の三例（「給」字二例、「御」字一例）
- 95、前齋宮（後高倉院守貞親王王女、式乾門院利子内親王）……………天福1721の一例（「給」字ナシ、「御」字一例）
- 96、將軍家九条（藤原）頼経所生児（性別不明死産児）……………天福2727の一例（「給」字一例、「御」字ナシ）
- 97、大阿闍梨助法印嚴海（難波〈藤原〉頼経子息）……………文暦2718の一例（「給」字一例、「御」字ナシ）
- 98、御妹姫君御前（將軍家九条〈藤原〉頼経妹、九条〈藤原〉道家子女）……………嘉禎2611の一例（「給」字一例、「御」字ナシ）
- 99、新造精舎供養（大慈寺内丈六堂供養）……………嘉禎3325の一例（「給」字一例、「御」字ナシ）
- 100、加賀前司（三善康信子息町野康俊）……………嘉禎4128の一例（「給」字一例、「御」字ナシ）
- 101、陸奥太郎実時（北条実泰子息）……………嘉禎427、宝治1626の一例（「給」字一例、「御」字ナシ）
- 102、一条殿御息若君（九条〈藤原〉道家子息福王）……………嘉禎4410、4516、4516、4516の四例（「給」字四例、「御」字ナシ）
- 103、前右大臣普光園（九条〈藤原〉道家子息良実）……………嘉禎4520の一例（「給」字一例、「御」字ナシ）
- 104、准后捨子（西園寺〈藤原〉公経子女綸子、九条〈藤原〉道家室家）……………嘉禎4717の一例（「給」字一例、「御」字ナシ）
- (105) 初齋宮（後堀河天皇皇女豈子内親王）……………嘉禎4922の一例（「給」字ナシ、「御」字一例）

106、松殿（松殿〈藤原〉基房子息師家）…………嘉禎4107の一例（「給」字一例、「御」字ナシ）

107、二棟御方（樋口〈藤原〉親能子女大宮殿〈局〉、將軍家九条〈藤原〉頼経室家、將軍家頼嗣生母）…………延応1120の

一例（「給」字一例、「御」字ナシ）

108、足利左典厩（足利〈源〉義兼子息義氏）…………延応2123の一例（「給」字一例、「御」字ナシ）

109、大相国（九条〈藤原〉兼実子息良平）…………延応241の一例（「給」字一例、「御」字ナシ）

110、後三条院（後朱雀天皇皇子尊仁）…………延応2611の一例（「給」字ナシ、「御」字一例）

111、若君御前（九条〈藤原〉頼経子息頼嗣）…………仁治21121、寛元1919、2421、2421、2421、255、

255、255、2530、2713、2716、2720、291、3120、3819、3819、399、4110、

4122、

建長2615、2816、2818、374、378、3821の二五例（「給」字二例、「御」字三例）

112、北条武衛（北条時氏子息時頼）…………仁治2125、寛元1615、2121、2421、4325、4326、4525、

41013、5223、宝治1526、1527、1527、1528、163、1613、1626、1629、189、1813、

1911、1913、1210、1229、225、255、299、2113、2116、2116、213、建長2128、

2218、2226、2520、2711、2125、2128、2120、2129、337、3315、3315、3515、

3821、3919、4113、4113、445、444、4414、4414、4422、4619、4114、4111、4114、

41120、41213、534、5814、51125、637、6⑤1、6⑤11、6615、6817、61116、61212、61226、

814、815、815、814、815、8626、8915、8916、8925、康元1113、1123、1130、

正嘉1415、1930、2213、2219、2219、2816、292、正元2321、弘長1424、193、193、

193、193、3317、3119、31122の九七例（「給」字九六例、「御」字一例）

- 113、北条左親衛（北条時氏子息経時）……………寛元1615、1129、2314、2421、2421、2555、3522、3529、
 3619、3724、3927、正嘉2219の一例（「給」字一二例、「御」字ナシ）
- 114、故前右京兆禪室孫女（北条義時孫、泰時子女富士姫）……………寛元223の一例（「給」字一例、「御」字ナシ）
- 115、大納言法印隆弁（藤原隆房子息）……………寛元2330、弘長31229の一例（「給」字二例、「御」字ナシ）
- 116、二位殿（持明院〈藤原〉家行子女、將軍家九条〈藤原〉頼經御台所）……………寛元2518、4218の一例（「給」字二例、「御」字ナシ）
- 117、三位殿……………寛元2518の一例（「給」字一例、「御」字ナシ）
- 118、大納言家乙若君（九条〈藤原〉頼経子息乙若）……………寛元2128、建長3619の一例（「給」字二例、「御」字ナシ）
- 119、天皇（後嵯峨天皇皇子久仁、後深草天皇）……………寛元4113の一例（「給」字一例、「御」字ナシ）
- 120、靈神……………宝治1526の一例（「給」字一例、「御」字ナシ）
- 121、前右馬権頭（北条義時子息政村）……………宝治1626、正嘉218、264、弘長322、3210、3124、
 文永216の七例（「給」字七例、「御」字ナシ）
- 122、秋田城介（安達〈藤原〉景盛子息義景）……………宝治1626の一例（「給」字一例、「御」字ナシ）
- 123、常陸国鹿嶋社神宮寺本尊……………建長281の一例（「給」字一例、「御」字ナシ）
- 124、新誕若公（北条時頼子息時宗）……………建長3527、康元2226、2226、2332、文応219、2114、弘長1
 425、1425、文永3525、374の一〇例（「給」字一〇例、「御」字ナシ）
- 125、相州室（北条時頼室家、北条重時子女道果、法光寺殿）……………建長3529、378、4103、5128、5321の五
 例（「給」字五例、「御」字ナシ）

- 126、殿下（近衛〈藤原〉家実子息兼経）……建長418、435の一例（「給」字二例、「御」字ナシ）
 127、親王家（後嵯峨天皇皇子宗尊親王）……建長418、481、486、491、497、49、411、11、
 4、11、11、4、12、27、6、5、11、8、1、17、正嘉149、1、6、1、1、6、24、2、2、25、2、7、4、正元2321、文応1424、
 1、5、18、1、8、7、1、8、20、1、11、21、1、11、22、1、11、29、弘長3421、386、文永2115、2825の二八例（「給」字六
 例、「御」字二例）

- 128、吉田中納言為経（吉田〈藤原〉資経子息）……建長4319の一例（「給」字一例、「御」字ナシ）
 129、土御門宰相中将顕方（土御門〈源〉定通子息）……建長4319、513の一例（「給」字一例、「御」字ナシ）
 130、花山院中将長雅朝臣（花山院〈藤原〉定雅子息）……建長4319の二例（「給」字一例、「御」字ナシ）
 131、右中弁顕雅朝臣（藤原親房子息）……建長4319の一例（「給」字一例、「御」字ナシ）
 132、佐々木壱岐前司（佐々木〈源〉信綱子息泰綱）……建長5116の一例（「給」字一例、「御」字ナシ）
 133、足立左衛門尉（足立遠親子息直元）……建長5116の一例（「給」字一例、「御」字ナシ）
 134、相州新誕若公（北条時頼子息福寿、宗政）……建長5321の一例（「給」字一例、「御」字ナシ）
 135、相州姫君（北条時頼子女）……建長8621の一例（「給」字ナシ、「御」字一例）
 136、武州（北条重時子息長時）……康元1118、正嘉218、264、正元211、文応1616、1118の六例
 〔「給」字六例、「御」字ナシ〕
 137、故岡屋禪定殿下兼経子女（近衛〈藤原〉兼経子女宰子、將軍家宗尊親王御息所）……正元225、文応1118、
 1119、227の四例（「給」字三例、「御」字一例）
 138、一院（土御門天皇皇子邦仁、後嵯峨院）……文応1625の一例（「給」字ナシ、「御」字一例）

〔内訳〕

● 藤原氏 四一名（「給」字一八三例、「御」字三八例）

〈摂関相続孫〉 一二一名（「給」字一五一例、「御」字三五例）

○ 忠通以前……… 24 <「給」字一例、「御」字ナシ>、57 <「給」字一例、「御」字ナシ>、93 <「給」字一例、「御」字ナ

シ> の二名（「給」字三例、「御」字ナシ）

忠通息近衛基実流……… 85 <「給」字一例、「御」字ナシ>、126 <「給」字一例、「御」字ナシ>、¹³⁷ <「給」

字三例、「御」字一例> の二名（「給」字六例、「御」字一例）

○ 忠通以後
忠通息松殿基房流……… 33 <「給」字一例、「御」字ナシ>、106 <「給」字一例、「御」字ナシ> の二名

（「給」字一例、「御」字ナシ）

忠通息九条兼実流……… 30 <「給」字六例、「御」字ナシ>、44 <「給」字一例、「御」字ナシ>、63 <「給」

字一例、「御」字ナシ>、72 <「給」字一例、「御」字ナシ>、⁸² <「給」字九七例、「御」字三〇例>

⑨4 <「給」字一例、「御」字一例>、96 <「給」字一例、「御」字ナシ>、98 <「給」字一例、「御」字ナシ>、

102 <「給」字四例、「御」字ナシ>、103 <「給」字一例、「御」字ナシ>、109 <「給」字一例、「御」字ナシ>、

⑪1 <「給」字二三例、「御」字三例>、118 <「給」字一例、「御」字ナシ> の二三名（「給」字一四一例、
「御」字三四例）

〈摂関相続孫以外〉 一一〇名（「給」字三一例、「御」字三例）

師実息家忠流…………… 130 家忠六世孫花山院長雅 <「給」字一例、「御」字ナシ>

師実息忠教流…………… 97 忠教三世孫難波嚴海 <「給」字一例、「御」字ナシ>

道長息賴宗流……	26 賴宗五世孫一条能保「給」字三例、「御」字ナシ
道長息賴宗流……	31 賴宗六世孫一条高能「給」字一例、「御」字ナシ
道長息賴宗流……	46 賴宗六世孫一条子女「給」字一例、「御」字ナシ
道長息賴宗流……	116 賴宗七世孫持明院子女一位殿「給」字一例、「御」字ナシ
兼家息道綱流……	59 道隆八世孫坊門子女「給」字七例、「御」字三例
兼家息道綱流……	107 道綱七世孫樋口子女大宮殿〈局〉、二棟御方「給」字一例、「御」字ナシ
師輔息公季流……	69 道隆七世孫坊門信清「給」字一例、「御」字ナシ
師輔息公季流……	73 道隆八世孫坊門忠信「給」字一例、「御」字ナシ
良門息高藤流……	34 公季七世孫徳大寺寔定「給」字一例、「御」字ナシ
良門息高藤流……	104 公季九世孫子女西園寺綸子「給」字一例、「御」字ナシ
魚名息鷲取流……	28 高藤十世孫吉田経房「給」字一例、「御」字ナシ
魚名息鷲取流……	128 高藤十三世孫吉田為経「給」字一例、「御」字ナシ
魚名息鷲取流……	131 高藤十一世孫藤原顯雅「給」字一例、「御」字ナシ
魚名息末茂流……	122 鷲取十五世孫秋田城介安達義景「給」字一例、「御」字ナシ
魚名息末茂流……	115 末茂十三世孫藤原隆弁「給」字一例、「御」字ナシ
武智麻呂息乙麿流……	52 乙麿十四世孫狩野宗茂「給」字一例、「御」字ナシ
武智麻呂息巨勢麿流……	89 巨勢麿十三世孫藤原聖覺「給」字一例、「御」字ナシ

● 源氏 一二五名（「給」字九〇七例、「御」字二五例）

○ 清和源氏 一一一一名（「給」字九〇三例、「御」字二五例）

満仲息頼信流………② <「給」字六四九例、「御」字三例>、9 <「給」字五例、「御」字ナシ>、10 <「給」字八例、「御」

字ナシ>、16 <「給」字一例、「御」字ナシ>、⑯ <「給」字一五例、「御」字一例>、20 <「給」字一例、「御」字ナシ>、

⑰ <「給」字八五例、「御」字三例>、42 <「給」字二例、「御」字ナシ>、43 <「給」字一例、「御」字ナシ>、47 <「給」

字一例、「御」字ナシ>、48 <「給」字一例、「御」字ナシ>、49 <「給」字二例、「御」字ナシ>、⑳ <「給」字一一例、

「御」字一五例>、⑮ <「給」字一例、「御」字一例>、58 <「給」字二例、「御」字ナシ>、62 <「給」字五例、「御」字ナ

シ>、64 <「給」字一例、「御」字ナシ>、65 <「給」字一例、「御」字ナシ>、81 <「給」字一例、「御」字ナシ>、

87 <「給」字六例、「御」字ナシ>、108 <「給」字一例、「御」字ナシ>の二一名（「給」字九〇一例、「御」字二五例）

満仲息頼光流………45 <「給」字一例、「御」字ナシ>の二一名（「給」字一例、「御」字ナシ）

○ 宇多源氏 二一名（「給」字一例、「御」字ナシ）

40 <「給」字一例、「御」字ナシ>、132 <「給」字一例、「御」字ナシ>の二一名（「給」字一例、「御」字ナシ）

○ 村上源氏 二一名（「給」字一例、「御」字ナシ）

129 <「給」字一例、「御」字ナシ>の二一名（「給」字一例、「御」字ナシ）

● 皇族 一四四名（「給」字三三例、「御」字六一例）

① <「給」字三例、「御」字五例>、③ <「給」字ナシ、「御」字一例>、13 <「給」字二例、「御」字ナシ>、⑯ <「給」字一
例、「御」字一例>、27 <「給」字一例、「御」字ナシ>、㉖ <「給」字二例、「御」字五例>、㉗ <「給」字一例、「御」字
四例>、36 <「給」字一例、「御」字ナシ>、39 <「給」字一例、「御」字ナシ>、⑤ <「給」字ナシ、「御」字一例>、

⑥6、<「給」字ナシ、「御」字一例>、⑦7、<「給」字ナシ、「御」字一例>、⑧5、<「給」字一例、「御」字四例>、⑨6、<「給」字一例>、
字ナシ、「御」字四例>、⑩7、<「給」字ナシ、「御」字一例>、⑪8、<「給」字ナシ、「御」字三例>、⑫9、<「給」字ナシ、「御」
字二例>、⑬6、<「給」字一例、「御」字ナシ>、⑭78、<「給」字ナシ、「御」字三例>、⑮9、<「給」字ナシ、「御」
字一例>、⑯105、<「給」字ナシ、「御」字一例>、⑰110、<「給」字ナシ、「御」字一例>、⑱119、<「給」字一例、「御」
字ナシ>、⑲127、<「給」字六例、「御」字三例>、⑳138、<「給」字ナシ、「御」字一例>の二四名（「給」字二二一例、
「御」字六二一例）、これら二四名のうち、傍点付加の二五名（「給」字九例、「御」字二四例）が洪緒承纂者。

●北条氏 二二名（「給」字五九八例、「御」字八例）

④4、<「給」字六八例、「御」字六例>、⑤5、<「給」字五一例、「御」字ナシ>、⑥6、<「給」字一例、「御」字ナシ>、⑦7、
<「給」字七四例、「御」字ナシ>、⑧50、<「給」字一八五例、「御」字ナシ>、⑨60、<「給」字五六例、「御」字ナシ>、
⑩68、<「給」字一例、「御」字ナシ>、⑪70、<「給」字一例、「御」字ナシ>、⑫83、<「給」字三例、「御」字ナシ>、⑬84、<「給」字
一五例、「御」字一例、「御」字ナシ>、⑭88、<「給」字一例、「御」字ナシ>、⑮90、<「給」字一例、「御」字ナシ>、⑯101、<「給」字一例、「御」
字ナシ>、⑰112、<「給」字九六例、「御」字一例>、⑱113、<「給」字二二例、「御」字ナシ>、⑲114、<「給」字一例、「御」字ナシ>、
⑳121、<「給」字七例、「御」字ナシ>、⑳124、<「給」字一〇例、「御」字ナシ>、⑳125、<「給」字五例、「御」字ナシ>、⑳134、<「給」
字一例、「御」字ナシ>、⑳135、<「給」字ナシ、「御」字一例>、⑳136、<「給」字六例、「御」字ナシ>の二二二名（「給」字五九
八例、「御」字八例）

●其他氏族 二三名（「給」字一九例、「御」字一例）

平氏……②12、<「給」字一例、「御」字ナシ>、③18、<「給」字二例、「御」字ナシ>、④21、<「給」字ナシ、「御」
字二例>の三名、牧氏……⑤14、<「給」字三例、「御」字ナシ>の一名、菅原氏……⑥25、<「給」字一例、「御」
字ナシ>の一名、

由利氏……41 ＜「給」字一例、「御」字ナシ＞の一名、賀茂氏……61 ＜「給」字一例、「御」字ナシ＞の一名、賀陽氏……66 ＜「給」字一例、「御」字ナシ＞の一名、三浦氏……91 ＜「給」字五例、「御」字ナシ＞の一名、中原氏……92 ＜「給」字一例、「御」字ナシ＞の一名、町野氏……100 ＜「給」字一例、「御」字ナシ＞の一名、足立氏……133 ＜「給」字一例、「御」字ナシ＞の一名、不明……117 ＜「給」字一例、「御」字ナシ＞の一名、の計一三名（「給」字一九例、「御」字二例）

● 神仏及びそれに関わる事柄・事蹟 一三件（「給」字二例、「御」字五例）

8 ＜「給」字一例、「御」字ナシ＞、11 ＜「給」字一例、「御」字ナシ＞、⑯ ＜「給」字ナシ、「御」字二例＞、㉒ ＜「給」字一例、「御」字ナシ＞、㉓ ＜「給」字ナシ、「御」字一例＞、35 ＜「給」字一例、「御」字ナシ＞、38 ＜「給」字一例、「御」字ナシ＞、54 ＜「給」字一例、「御」字ナシ＞、74 ＜「給」字一例、「御」字ナシ＞、㉘ ＜「給」字ナシ、「御」字一例＞、99 ＜「給」字一例、「御」字ナシ＞、120 ＜「給」字一例、「御」字ナシ＞、123 ＜「給」字一例、「御」字ナシ＞の一三件（「給」字一二例、「御」字五例）

三

「給」や「御」の文字を以て「タマフ」と表現されている人物、ないしは事柄・事蹟のうち、具象的に特定することが可能なもののすべてについて、これを氏族別ないしは事柄・事蹟別に分類整理して、①各氏族毎の事例数と各事柄・事蹟毎の件数は各々如何ほどずつ存するか。②各氏族毎の員数と各事柄・事蹟毎の事例数は各々如何ほどずつ存するか、の二項に関する調査結果を分かり易くまとめて示した後掲「表一」により、上記の①及び②について吟味してみるに、まず①に関しては、藤原氏が四一名で最も多く、源氏が二五名でそれにつぎ、以下、皇族（二四名）→北条氏（二二名）→其他氏族（一〇氏族一二名及び不明一氏族一名、の計一一氏族二三名）・神仏及びそれに関わる事柄・事蹟（一三件）の順に

なっていること。

つぎに①に関しては、「給」字の表現事例数においては、源氏が九〇七例で最も多く、北条氏が五九八例でそれにつき、以下、藤原氏（一八三例）→皇族（二二例）→其他氏族（一九例）→神仏及びそれに関わる事柄・事蹟（一二二件）の順になっていること。「御」字の表現事例数においては、皇族が六一例で最も多く、藤原氏が三八例でそれにつき、以下、源氏（二五例）→北条氏（八例）→神仏及びそれに関わる事柄・事蹟（五件）→其他氏族（二例）の順になっていること。これら「給」「御」両字の表現事例数の点では源氏が九三一例で最も多く、北条氏が六〇六例でそれにつき、以下、藤原氏（二三二例）→皇族（八四例）→其他氏族（二二例）→神仏及びそれに関わる事柄・事蹟（一七件）の順になっていること。そして「御」字の表現事例数の、「給」「御」両字の表現事例数に占める百分比においては、皇族が七三・八%というように、特段に高率を示しており、神仏及びそれに関わる事柄・事蹟が二九・四%でそれにつき、以下、藤原氏（一七・一%）→其他氏族（九・五%）→源氏（一・七%）→北条氏（一・三%）の順につづいており、この順次に随えば、確かに其他氏族は、源氏や北条氏の上位を占めることになる。併し乍ら、その其他氏族のあり様を具さに惟るならば、その一〇氏族一二名、不明一氏族一名、の計一一氏族一三名にあって、独り平氏の②建礼門院（平清盛子女徳子）に関するのみ、「御」字二例の表現が認められるのである。周知の通り、この人物は安徳天皇生母であるが故に、院号を賛与された者であった。この点からすれば、当該人物は皇族の一員と見做されて「御」字表現がなされていると解しても差し支えなかろう。しかるが故に、件の人物は、其他氏族の中にあっても、諸他の人物と趣を異にしているといえるので、一応、これを其他氏族の範疇から除外して考へることも許されよう。されば、上述した「御」字の表現事例数についての順次において、其他氏族をば、必ずしも源氏や北条氏の上位とせずに、むしろ源氏や北条氏の下位に位置づけて考えても差し支えなかろうと思う。

〔表一〕

氏族別・事柄別等	A. タマフ（「給」「御」）字被表現者（件）数ないし事柄・事蹟件数	B. 「給」字の被表現事例（件）数	C. 「御」字の被表現事例（件）数	D. BC両字の被表現事例（件）数	E. CのDに対する百分比
藤原氏	41	183	38	221	約17.2%
源氏	25	907	25	932	約 2.7%
皇族	24	22	62	84	約73.8%
北条氏	22	598	8	606	約 1.3%
其他氏族	13	19	2	21	約 9.5%
神仏及びそれに関わる事柄・事蹟	13	12	5	17	約29.4%
合 計	138	1,741	140	1,881	約 7.4%

かくして「御」字の被表現事例（件）数の、「給」「御」両字の被表現事例（件）数に対する百分比における優越順次について、皇族を筆頭にして、神仏及びそれに関わる事柄・事蹟がそれにつぎ、以下、藤原氏→源氏→北条氏という序列づけを考慮しうるのである。これを要するに同書では、こと各氏族の有する尊貴性に関する限り、皇族を最も至高な存在として別格視し、神仏及びそれに関わる事柄・事蹟をそれにつぐものとし、そしてそれ以下に藤原氏→源氏→北条氏と序列づけする観念に依拠して当該関係記事が記載され、あるいは記述されていると判じて先ず以て大過ないと考えられるのである。さらにまた、そうした尊貴性を有すると見做されている氏族としての北条氏が、藤原・源両氏につぐ存在と認識されて、そのように位置づけられていると釈して、さして失当ではないことをも併せて実証的に論明しうるのである。

四

ところで、この「タマフ」という言辞を表現する「給」「御」両字のうち、とくに「御」字を以て表現されている人物・事柄・事蹟と、その事例（件）数について、これを後考の資とすべく再度掲記するとともに、本文の該当部分を適宜抜載し、件の「御」字に傍線を付記しておく（掲記順は氏族別・事柄・事蹟別に員（件）数、事例（件）数の優越順に隨い、○印付に「御」字を以て表現されているものについての列挙番号である。また、掲記されている各事例が、当該人物ないしは当該の事柄・事蹟たることを明らめるべく、当該人物それ自身、あるいは当該人物に関わると考えられる個所、さらにあるいは、当該の事柄・事蹟そのもの、ないしは当該の事柄・事蹟に関わるとみられる個所を各々ゴシック体で示してある。）

〔皇族〕 一八名 六二例

1、①一院第二宮（後白河天皇皇子以仁王）の五例

①光長等。相率隨兵。參彼三條高倉御所。先之。得入道三品之告。逃出御。

治承4515条

①①宮令赴南都御。三井寺無勢之間。依下令恃奈良衆徒御上也。

" 4526条

④⑤宮依平家讒。蒙配流官符御之時。廷尉等乱入御所中之處。此信連有防戰大功之間。宮令遁三井

寺御訖。

文治244条

2、③上皇（後白河天皇皇子憲仁、高倉上皇）の一例

①平相国禪閣恣管領天下。刑罰近臣。剩奉遷仙洞於鳥羽之離宮。上皇御憤。頻惱。叡慮御。

治承4427条

3、⑯先帝（高倉天皇皇子言仁、安德天皇）の一例

①先帝令出内裏御。

元暦2219条

②但先帝終不令浮御。

4、⑨法皇（鳥羽天皇皇子雅仁、後白河法皇）の五例

①北条殿飛脚自京都到来。持参院宣。御熊野詣事。定長奉書如此。今春中欲令遂御。文治229条
②大和守重弘自京都参着。上皇御惱事。已令復本御。" 3515条

③法皇御灌頂御訪用途事。兼日雖被仰下。他更計会之間。于今无沙汰。於御入壇者。去八月廿一日令遂御訖。" 3101条

④法皇著御淨衣出御常御所。

⑤大夫尉広元為使節上洛。是自去年窮冬之比。太上法皇漸御不豫。玉躰令腫御云々。" 324条

5、⑩後鳥羽天皇（高倉天皇皇子尊成）の四例

①北条殿可帰関東之由 奏聞訖。在京頻叶歎慮之間。雖下令拘留御上。含一品御旨已欲帰国。建久119条

②上皇。御直衣御腹卷。

令差一日照笠御。

③上皇遂著御于隱岐國阿摩郡菟田郷。仙宮者改翠帳紅闈於柴扉桑門。所者亦雲海沉々而不辨南北者。

（中略）只離宮之悲。城外之恨。增惱歎念御許也。

④何故改古皇鎮護之誓。三帝。兩親王。令懷配流之耻辱御哉。

⑤長吏法親王（後白河天皇皇子定憲法親王）の一例

⑥長吏法親王豫於灌頂堂令奉侍御。

7、⑥後朱雀院（一条天皇皇子敦良、後朱雀天皇）の一例

建久6520条

後冷
御。

○後朱雀院御惱危急之間。奉讓御位於東宮。
後冷泉御。

8、
⑥帝(茅渟王王女宝、皇極天皇)の一例

○帝幸河上。令拝四方御之間。忽雷電。雨降。五ヶ日不休止。国土百穀帰豊稔云々。

建保 265 条

9、
⑤⑦六条宮(後鳥羽天皇皇子雅成)・冷泉宮(後鳥羽天皇皇子頼仁)の各四例

○信濃前司行光上洛。是六条宮。冷泉宮兩所之間。為閏東將軍可下令下向御之由。禪定二位家令申給之使節也。

○主上。上皇入御于西坂本梶井御所。兩親王。令宿十禪師御云々。

承久 368 条

○以大夫史国宗宿祢為勅使。被遣武州之陣。兩院。
土御門。新院。兩親王令遁于賀茂貴舟等片土御云々。

" 7213 条

○何故改百皇鎮護之誓。三帝。兩親王。令懷配流之耻辱御哉。

" 3615 条

11、
⑦仲恭天皇(順德天皇皇子懷成)の一例

○行幸于高陽院殿。步儀。攝政供奉。近衛將兩人。公卿少々參。賢所同奉渡。同時。火起六角西洞院。
欲及閑院皇居之間。所令避御也。
御讓位以後初度。

" 3⑩10 条

○凡去二月以来。皇帝。并摄政以下。多天下可改之趣蒙夢想告御上。

" 3⑩10 条

12、
⑧⑨兩院(後鳥羽天皇皇子為仁(土御門院)、後鳥羽天皇皇子守成(順德院))の各三例

○以大夫史国宗宿祢為勅使。被遣武州之陣。兩院。
土御門。新院。兩親王令遁于賀茂貴舟等片土御云々。

" 3615 条

二王御門院遷_一幸土佐國_一。後阿。_一波國。_一(中略)此君。大化滂_一流万邦_一。慈惠充_一滿八埏_一御之間。不_一申行_一。遂_一日緒_一之處。緯起_一於叡慮_一。忽幸于南海_一云々。

三五、三二の四に同文。

四 11、七七の〇に同文

" 3 ⑩ 10 条

" 3 ⑩ 10 条

14、
⑨前齋宮(後高倉院守貞親王王女、式乾門院利子内親王)の一例

天福 17 21 条

15、
⑩初齋宮(後堀河天皇皇女皇子内親王)の一例

嘉祐 4 9 22 条

⑪初齋宮令_レ入_二野宮_一御_一云々。

16、
⑫後三条院(後朱雀天皇皇子尊仁)の一例

嘉祐 4 9 22 条

⑬後三条院御當年星令_レ當_一日曜_一御_一之時。天下炎旱也。

17、
⑭親王家(後嵯峨天皇皇子宗尊親王)の一例

延祐 2 6 11 条

⑮親王家_{上皇第}一皇子。於_二仙洞_一御首服。(中略)御加冠之後。令_レ叙_二三品_一御。

建長 4 1 8 条

⑯親王家令_レ任_一征夷大將軍_一御_一之間。可有_レ御_一拝_一賀于鶴岡八幡宮_一之由。雖_レ有_二被_一定之儀_一。所_レ被_レ停也。

" 4 8 1 条

⑰去一日令_レ洗_二御手足_一御_一之間。不可_レ有_二其憚_一之間。医家忠茂朝臣計_一申之_一。(同月一日条に「將軍家御惱御平愈之後。令_レ洗_二御手足_一給_一。」とある。)

" 4 9 7 条

⑲將軍家令_レ訪_二彼不例事_一御。薩摩七郎左衛門尉為_二御使_一。

⑳將軍家新御所御移徙也。(中略)到_二南門外_一稅_一御駕_一。為親朝臣參_一會此所_一。亦候_二反閉_一。自_二階間_一下御。

" 4 9 17 条

⑥立春節分御方違事。御惱餘氣未令散御之間。渡御々所西対北妻云々。(同月十七日条に「將軍家御移徙之後。」

今日始御参鶴岡八幡宮。雖有御惱餘氣抑御出。」とある。) " 4127条

⑦將軍家今年始被加御合點。令計供奉人數事御之處。上中旬間。已雖有兩度御出仕輩五位六位之中。一身漏御點之條。若有殊子細歟之由。周章云々。

⑧御所御鞠也。露払已後。將軍家御布衣。令立御。

⑨御所旬御鞠也。為一条侍從定氏奉行催入々。將軍家御狩衣。令立御。

正嘉149条

⑩將軍家御逗留最明寺殿。有御鞠会。將軍家令立御。

" 1624条

⑪將軍家二所御精進始。為浴潮御。申尅御浜出。御水千。

" 2225条

⑫御惱事令復本御。聞食御膳云々。(同月廿一日条に「將軍家御惱之間。」とある。)

文応1424条

⑬將軍家御惱令復本御。

" 1518条

⑭將軍家煩赤痢病御。仍為相模太郎殿沙汰。被行如法泰山府君祭。

" 187条

⑮將軍家御惱聊令属減御。

" 1820条

⑯將軍家依可下令始二所御精進御。中御所入御陸奥入道亭。

" 1121条

⑰將軍家被始二所參詣御精進。仍為令浴潮御。有出御由比浦之間。為御見物。中御所入御于小

山出羽前司長村若宮大路之家。

⑲夜半令詣三嶋社御。御奉幣曉天云々。(同月廿七日条に「將軍家(中略)二所御進発。」とあり、同月卅日条に「御参伊豆山。」とあり、翌十一月三日条に「將軍家還御于鎌倉御所。」とある。)

" 1129条

(五) 将軍家ニ所御精進始御浜出。為ニ浴レ潮御也。

弘長3421条

○將軍家令勸ニ七首歌於人々御。

〃386条

○今日御鞠始。將軍家令立御。

文永2115条

○將軍家令煩ニ御痢病ニ御。但無レ程御平減云々。

〃2825条

18、
○(138) 一院(土御門天皇皇子邦仁、後嵯峨院)の一例

○京都飛脚参着。自ニ去十五日。一院令煩ニ瘧御之由申レ之。

文応1625条

(藤原氏) 五名 三八例

1、
○(59) 坊門前大納言信清子女、源実朝御台所の三例

承元4816条

○尼御台所并御台所同令出棧敷ニ御。

建保6627条

○禪定三品。并御台所立ニ御車於橋西。令見物ニ御。

〃7128条

○御台所令落飭ニ御。莊嚴房律師行勇為ニ御戒師。

2、
○(82) 若君(九条藤原道家子息頼経)の三〇例

○若君渡ニ御武州御亭。中略是來十九日立春節。為ニ御方違可レ有ニ入御。而件日没日也。始入御。依レ可レ有ニ

御憚。今夜故令渡始ニ御云々。

元仁11214条

○京都使者到来。去月廿六日。將軍家令兼ニ近江権介ニ御之由申レ之。

嘉禄324条

○今夜。將軍家為ニ御方違。入ニ御小山下野入道生西宿所。自ニ御所ニ南方也。是為レ被レ立ニ御車宿。令避ニ王

相方ニ御。

安貞2325条

○午刻將軍家御不例。御顔腫。去年十二月七日初有此事。其後間更發御。

寛喜174条

- (五) ⑧ 依_二去九日雷事_一。可_下令_レ避_二御所_一給_上否_レ。將又被_レ行_二御占_一。就_二吉凶_一宜_レ有_二御進退_一否_レ事_。及_二評議_一。 (中略) 義村。行然。康俊等申_二云_一。先規者不_レ覺_一悟之_二。以_二現量所_一思_。只可_下令_レ去御_上事歟。但付_二是非_一。可_レ被_レ行_二御占_一之旨_。被_レ仰之間_。泰貞。重宗。如_二去九日酉冠_一者_。一切無_二別御事_一。粗宜之由占申_。親職。晴賢。晴職。不快之由申_レ之_。晴親。國繼。半吉之由申_。其後陰陽師等退座。爰有_二評議_一。不可_レ去御之由議定訖_。相州。武州。助教被_レ參_二御前_一。令_レ披_二露事次第_一給_。仰_二云_一。依_二先度鷺事_一。可_レ去御哉_二云_一。武州又被_レ出_レ廊_。召_二陰陽師等_一。於_二本座_一被_レ行_二御占_一。令_レ去御之條_。尤可_レ然之由_。一同占_一申之_。仍可_レ有_レ入_一御武州御亭_一之由_。各定申_。被_レ退出_二云_一。
- ⑨ 當時閩東不_レ燒_二政途_一。武州殊戰々兢々兮_。彰_レ善_レ惡_。忘_レ身救_レ世_。御之間_。天下歸往之處近日時節依違_。陰陽不同之條_。匪_二直也事_一哉_。
- ⑩ 不同之條_。匪_二直也事_一哉_。
- ⑪ 就_二鷺變_一。將軍家去_二御所_一御事_。依_二匠作卒去事_一被_レ止_二之_一云_々。
- ⑫ ⑬ 今日_。將軍家始令_レ拜_二春日別宮_一給_。是叙_二四品_一給之後_。始着_二其袍_一御_。仍被_レ准_二拜資_一。可_下參_二彼社_一御上云々。
- ⑭ 去月廿五日除日聞書到着_。將軍家令_レ転_二右近中將_一御_。文曆 122 条
- ⑮ 去月廿五日除日聞書到着_。將軍家令_レ転_二右近中將_一御_。文曆 122 条
- ⑯ 京都使者參着_。依_二中宮御入內賞_一。去八日將軍家令_レ叙_二正四位下_一御之由申_レ之_。文曆 122 条
- ⑰ 去廿一日除日聞書參着_。將軍家令_レ叙_二正三位_一御_。彼日被_レ辭_二中納言_一也_。文曆 122 条
- ⑲ 將軍家為_二御方違_一。入_一御于周防前司親實大倉家_。明日依_レ可_レ被_レ立_二五大堂之門_一。令_レ違_二天一方_一給_{云々}。
- (中略) 越州亭者_。為_下令_レ違_二御遊年方_一御_。周防前司家者_。自_二旧年_一為_二御本所_一被_レ違_二御方_一訖_{云々}。

⑦京都使者到来。去八日將軍家令任陸奥出羽按察使御之由申之。

嘉禎 1 10 17 条

⑧京都使者参。去十九日。將軍家叙從一位御云々。

" 1 11 26 条

⑨將軍家若宮大路新造御所御移徙也。自武州御亭渡御。（中略）入御自新御所南門。御車入門内。經二

丈余之後下御。

" 2 8 4 条

⑩京都使者参着。去月廿一日。將軍家令任民部卿御云々。

" 2 12 3 条

⑪將軍家俄御不例。御礮乱歟。諸人驚騷。權侍医時長施醫術之間。小選令復本御。

" 4 2 10 条

⑫今日。一條大殿於法性寺殿被遂御素懷。御戒師飯室前大僧正^{良快。九條}殿御息。（中略）攝政殿以下濟々群參。將

軍家令参御。

" 4 4 25 条

⑬將軍家又御浜出。一所御精進之間。為令浴潮御也。

" 2 11 条

⑭今日烷飯以後。被召晴賢朝臣於御所。以內藏權頭資親賜御扇。是令擎申常住院大僧正転任夏御之間。去七日有許否御占。晴賢已入眼訖之由言上。翌日彼僧夏除書参着。如指掌。仍御感故也云々。

" 2 1 11 条

⑯為一所御精進屋。去年所被新造之御所。可有御移徙儀歟之由。被仰合攝津前司。出羽前司。佐渡前司等。可有御移徙者。御精進以前者。可為來廿七日之旨。陰陽道申之。而彼是申詞不一准。或先可有御移徙云々。或只一所御精進始日。可令渡始御上云々。

" 2 1 24 条

" 2 3 16 条

⑰今夕天迎霽。被上階間御簾。將軍家令覩明月御。

" 2 8 15 条

⑲自鶴見還御。以此次。令歷覽海辺御。（同月四日条に「將軍家為武藏野開発御方違」。渡御于秋田城介義

" 2 8 15 条

景武藏國鶴見別庄」ことある。)

" 215 条

(元)入レ夜。將軍家令レ移レ前右馬権頭亭レ御。是小御所并御持仏堂以下可レ被レ壞立レ之間。為レ被レ移レ四十五日御方忌レ也云々。
寛元 1826 条
" 2117 条

(三)將軍家二所御精進始也。為レ令レ浴レ潮給レ。出レ由比浦レ御。
3、(94)大殿(九条〈藤原〉良経子息道家)の一例
○御レ逗レ留遠州亭レ。今日依レ為レ帰亡日レ也。是無レ其憚レ之由。陰陽道雖レ勘ニ申シ。法性寺殿令レ忌御之間。
被レ追レ御佳例レ云々。

4、(111)若君御前(九条〈藤原〉頼経子息頼嗣)の三例

○亥刻。若君煩レ疱瘡レ御之間。泰貞朝臣於里亭勤レ如法泰山府君祭レ。是武州御沙汰也。
○御不例外者。御頸癰令レ腫給レ。頗増氣。邪氣相交御之間。有レ其沙汰。於御所中。被レ行レ如法泰山府君。大土公等祭レ。(同月十八日条に「將軍家俄御不例。邪氣云々。」とある。)

○去月廿三日除日除書到着。將軍家叙レ從四位下レ御云々。

5、(137)故岡屋禪定殿下兼經子女(近衛〈藤原〉兼經子女宰子、將軍家宗尊親王御息所)の一例

○將軍家二所御精進始。未尅。御息所令レ詣レ鶴岡宮レ御。御下向後初度。

〔源氏〕 五名 一五例

1、②前武衛將軍(源義朝子息賴朝)の三例

○可レ誅レ伊豫守義経レ之事。日來被レ凝レ群議レ。而今被レ遣レ土佐房昌俊。此追討事。人々多以有レ辭退氣レ之處。
昌俊進而申レ領狀レ之間。殊蒙レ御感仰レ。已及レ進發之期。參レ御前。老母并嬰兒等在下野国。可下令レ加レ憐

文応 227 条

愍御上之由申レ之。二品殊被二諾仰一。仍賜二下野國中泉庄一云々。

文治1109条

○羽林殿下去月廿日転二左中將一給。同廿六日宣二下云。統二前征夷將軍源朝臣遺跡一宜令二彼家人郎從等一如レ旧奉行諸國守護上者。彼狀到着之間。今日有二吉書始一。清大夫擇一申日時二云々。北條殿。(中略)文章生宣衡等。列二着政所一。善信草二吉書一。武藏國海月郡貳二云々。仲業加二清書一。広元朝臣持一參之二。羽林於二寢殿一。披二覽之一給。此更故將軍薨御之後。雖レ未レ經二廿ヶ日一。綸旨嚴密之間。重々有二其沙汰一。以二内々儀一。先被レ遂二行之一云々。

○建長寺供養也。以二丈六地藏菩薩一為二中尊一。又安一置同像千躰二。相州殊令レ凝二精誠一給。(中略)此作善旨趣。上祈二皇帝万歳。將軍家及重臣千秋。天下太平。下訪二三代上將。一位家并御一門過去數輩沒後一御二云々。

建久1026条

2、 ⑯姫公(源頼朝子女大姫)の二例

○静母子給レ暇帰洛。御台所并姫君依二憐愍御一。多賜二重宝一。是為レ被レ尋一問豫州在所一。被レ召下畢。而別離以後更者。不知之由申レ之。則雖レ可レ被レ返遣一。產生之程所二逗留一也。

○大姫君御不例復レ本御。日來所レ被レ致二懇祈一也。是御邪氣二云々。

文治2916条
建久2118条

3、 ⑰若公(源頼朝子息頼家)の二例

○若公万寿公。七歲。始令レ着二御甲一之給。於二南面一有二其儀一。(中略)八田右衛門尉知家獻二御馬一。黑レ鞍。子息朝重引レ之。(中略)比企弥四郎等。候二御馬左右一。三度打一廻南庭二下御。

文治4710条

○若君始射二小笠懸一給。行平參上。獻二御弓引目等一之上。承二別仰一奉二扶持一之。(中略)三度射訖。下御。其芸稟二性於天一給之由。諸人感一申之二云々。

建久1411条

(三)①、②の(一)に同文。

4、(51)若公(源頼朝子息実朝)の一五例

(一)一男若公俄御病惱。驚騷之處。令復本御云々。

(二)將軍家去年十月廿四日任右兵衛佐御。始御参鶴岳八幡宮。

(三)將軍家自南階下御。於庭上。向伊豆菖根三嶋方。廿一反拝給。

(四)將軍家御痘瘡。頗令惱心神御。依之近國御家人等群參。

(五)兵衛尉清綱御台所侍。昨日自京都下着。今日參御所。是隨分有職也。仍將軍家有御対面。清綱稱相伝物。

(六)令進古今和歌集一部。(中略)已可謂末代重宝。殊有御感。又令尋問當時洛中事御。 " 252 条

(七)彈正大弼仲章朝臣使者自京都到来。去月廿七日閑院遷幸。今夜卽被行造宮賞。將軍叙正二位給。仍送一進其除書。(中略)此条々。仲章朝臣所注申也。將軍家自令披覽御云々。

建暦336条

(八)朝夷名三郎義秀敗惣門。乱入南庭。攻擊所籠之御家人等。剩縱火於御所。郭內室屋。不残二字燒亡。依之。將軍家入御于右大將軍家法花堂。可下遁火災御上之故也。

" 352 条

(九)屬晚景。修理亮泰時被參御所。是去五日被預勳功賞。而称有存案。件御下文屬於広元朝臣。被上表之間。將軍家等巡賞也。不可辭申之旨雖被仰下。固辭及再三。仍令恵其意趣御之處。于時匠作被申云。義盛於上不掩逆心。只為阿黨相州。起謀叛之時。防戰之間。無其寄之。御家人多夭亡。然者以此所。可被充行彼勳功之不足歟。下官依攻擊父敵強非可蒙賞云々。 " 358 条

(十)広元朝臣答申云。(中略)凡本文之所訓。臣量己受職云々。今繼先君責跡給計也。於当代無指勳功。而匪啻管領諸國給。昇中納言中將御。非摄關御息子者。於凡人不可有此儀。爭遁嬰害積殃之

承元2210条

建久4413条
建仁415条

両篇一給乎。

建保 4 9 18 条

⑥ 将軍家為_下拝_二先生御住所医王山_一給_上。可_レ令_二渡唐_一御_上之由。依_二思食立_一。可_レ修_二造唐船_一之由。仰_二宋人和卿_一。

" 4 11 24 条

⑦ 将軍家任_二大將_一御之間。為_二御_一拝賀_二。參_二鶴岳宮_一給_上。

" 6 6 27 条

⑧ 今日將軍家右大臣為_二拝賀_一。御_二參鶴岳八幡宮_一。(中略) 令_レ入_二宮寺樓門_一御之時。右京兆俄有_二心神御違例_一。讓_二御劔於仲章朝臣_一。退去給_上。(中略) 及_二夜陰_一。神拝更終。漸令_レ退出_二御之處。當宮別當阿闍梨公曉_上窺_一來于石階之際_二。取_レ劔奉_レ侵_二丞相_一。

" 7 1 27 条

⑨ 凡一天大乱起_二於宮寺_一。四海安危在此時_二。矧武將薨御僅三ヶ日。哀慟之外無_二他事_一歟。

" 7 2 1 条

⑩ 1、②の⑨に同文

" 7 2 1 条

5、
⑪ 姫君(源賴朝子女乙姫)の二例

建長 5 11 25 条

⑫ 姫君追_レ日憔悴御_上。依_レ之為_レ奉_レ加_二療養_一。被_レ召_二針博士丹波時長_一之處。頻固辭。敢不_レ應_レ仰_上。建久 10 3 12 条
⑬ 姫君猶令_二疲勞_一給_上。剩自_二去十二日_一御日上睡御_上。此事殊凶相之由。時長驚_一申之_二。於_レ今者少_二其恃_一歟。凡_二匪_一人力之所_二草也_一。

正治 1 6 14 条

〔神仏及びそれに関わる事柄・事蹟〕 四件 五例

1、⑮ 常陸國鹿嶋社神の二例

⑯ 常陸國鹿嶋社祢宜等進_二使者於鎌倉_一。申曰。去十九日。社僧夢想曰。當所神。為_レ追_二罰義仲并平家_一。赴_二京_一都_二御_一云々。

寿永 3 1 23 条

⑰ 鹿嶋社神主中臣親広。親盛等。依_レ召參上。今日參_二當中_一。賜_二金銀祿物_一。剩當社御寄進之地。永停_二止地頭_一。

永停 2 止地頭

非法。一向可_レ令_レ神主管領_二之旨。被_レ仰含_一。（中略）去春之比。現_二嚴重神變_一御之後。義仲朝臣伏_レ誅。平内府又出_二一谷城墻_一敗北。赴_二四國_一訖。弥依_レ催_二御信心_一。今及_二此儀_一云々。

元曆 1225 条

2、②2賢所（尊神別体）の一例

○賢所神靈令_レ着_二今津辺_一御。

" 2424 条

3、②3神靈（尊神別体）の一例

○賢所神靈令_レ着_二今津辺_一御。

" 2424 条

4、⑧0天照大神の一例

○天照大神者。豐秋津洲本主。皇帝祖宗也。而至于于八十五代之今。何故改_二百皇鎮護之誓_一。

三帝。兩親王。

令_レ懷_二配流之耻辱_一御哉。

承久 3 ⑩10 条

〔北条氏〕 三名 八例

1、④御台所（北条時政子女政子）の六例

○静母子給_レ暇歸洛。御台所并姫君依_二憐愍御_一。多賜_二重宝_一。

文治 2 9 16 条

○將軍家為_レ覽_二馬場之儀_一。密々渡_二御棧敷_一。被_レ用_二女房輿_一。尼御台所并御台所同令_レ出_二棧敷_一御。

承元 4 8 16 条

○陸奥平泉寺塔破壞之夏。可_レ勵_二修復儀_一之旨。今日以_二相州奉書_一。被_レ仰_二彼郡内地頭等_一。是甲冑法師一人入_二尼御台所去夜御夢中_一。平泉寺陵瘞殊遺恨。且為_二御子孫運_一令_レ申之由_二云々。令_レ覺御後及_二此儀_一云々。

建暦 3 4 4 条

○禪定三品。并御台所立_二御車於橋西_一。令_レ見物_二御_一。

建保 6 6 27 条

○辰刻。一品御絶入。諸人成_レ群。然而即令_二復本_一御。

嘉祿 1 6 16 条

六建長寺供養也。以丈六地藏菩薩為中尊。又安置同像千躰。相州殊令凝精誠給。(中略)此作善旨趣。

上祈二 皇帝万歳。將軍家及重臣千秋。天下太平。下訪三代上將。二位家并御一門過去數輩沒後御云々。

建長51125条

2、(112)北条武衛(北条時氏子息時頼)の一例

○弁法印審範長病已危急。是依為顯密之碩學。殊所被賞覩也。而今日申一慰。相州禪室為最後御對面。入御被雪下北谷宿坊。(中略)審範於持仏堂奉謁。顯密事理之法文。重々雖下令問答給上。及西尉欲令歸給之刻。禪室重被仰云。最初行攝之願。返々有憑云々。於宗門雖開大悟御上。尚以結行攝之緣給。賢慮尤難量者歟。

3、(135)相州姫君(北条時頼子女)の一例

○相州姫君嘗魚味御。

〔其他氏族〕 一名 二例

1、(21)建礼門院(平清盛子女徳子)の一例

○建礼門院(藤重御衣。入水御之處。渡部党源五馬允以熊手奉取之。

○今日。建礼門院令落飭御云々。

元暦2324条
" 251条

因に件の「御」字のほか、「給」字をも含めた「タマフ」の文字を以て表現されている事例数の卓越するのは、一体如何なる人物かというに、いま、その卓越順に上位一五傑を挙げれば左記のようになる(順位の下の数字は、既掲の「タマフ」字。被表現者・事柄・事蹟の列挙番号を示す)。

順位

1、(2)前武衛將軍(源義朝子息頼朝)

..... 六五一例(「給」字六四九例、「御」字三例)

2、50金剛殿（北条義時子息泰時）	一八五例（「給」字一八五例、「御」字ナシ）
3、⑧2若君（九条〈藤原〉道家子息頼経）	一二七例（「給」字九七例、「御」字三〇例）
4、⑤1若公（源頼朝子息実朝）	一二六例（「給」字一一例、「御」字二五例）
5、⑪2北条武衛（北条時氏子息時頼）	九七例（「給」字九六例、「御」字一例）
6、③7若公（源頼朝子息頼家）	八八例（「給」字八五例、「御」字三例）
7、④御台所（北条時政子女政子）	七四例（「給」字六八例、「御」字六例）
7、7北条時政子息義時	七四例（「給」字七四例、「御」字ナシ）
8、60武州（北条時政子息時房）	五六例（「給」字五六例、「御」字ナシ）
9、5北条時家子息時政	五一例（「給」字五一例、「御」字ナシ）
10、⑫7親王家（後嵯峨天皇皇子宗尊親王）	一八例（「給」字六例、「御」字二二例）
11、⑪1若君御前（九条〈藤原〉頼経子息頼嗣）	一二五例（「給」字二二例、「御」字三例）
12、⑯7姫公（源頼朝子女大姫）	一七例（「給」字一五例、「御」字二例）
13、84駿河守重時（北条義時子息）	一五例（「給」字一五例、「御」字ナシ）
14、113北条左親衛（北条時氏子息経時）	一二例（「給」字一二例、「御」字ナシ）
15、⑤9坊門前大納言信清子女、源実朝将軍御台所	一〇例（「給」字七例、「御」字三例）
15、124新誕若公（北条時頼子息時宗）	一〇例（「給」字一〇例、「御」字ナシ）

このように、「タマフ」（「給」「御」）の文字を以て表現されている事例数の卓越する上位一五傑についての内訳を見るに、『吾妻鏡』の叙述対象範囲とする時代に君臨した1②、3⑧2、4⑤1、6③7、10⑫7、11⑪1の歴代将軍家六名及びそ

これら将軍家の御台所のうち、7④、15⑤の二名、併せて八名、それに初代将軍家源頼朝の子女¹²⑦、の一名を加えた都合九名がそこにみられ、これらの人物たちは、いわゆる将軍家の眷属で占められており、そしてその残余の250、5⑪、77、860、95、1384、14113、15124の八名とも、すべて北条氏であり、しかも、これらの人物は執權（250、5⑪、77、95、14113、15124の六名）・連署（860、1384の一一名）就任者に限られているのである。さらに、その北条氏の場合は、上記八名のほか、初代将軍家源頼朝御台所政子（7④）の一名を加えるならば、実に全部で九名を数え、これは、同書に所見される「タマフ」（「給」「御」）の文字を以て表現されている事例数の卓越する人物上位一五傑一七名（七位と各々事例数を同じくする者が一名ず）の過半数を占めることになるのである。こうした点からも、多くの氏族の事蹟を載録する同書において、北条氏が将軍家につぐ威勢とその因つて来たる尊貴性とを有する存在と認識されて、いかに大きく取り上げられているかを明確に追認しうるのである。

五

つぎに、人物名の下に「殿」字や「主」字が付記されている事例について、そのあり方の実態を精査し、検討を加えてみよう。まずははじめに、それら両字が各々付記されている事例のすべてを抽出し、その所見条並びに件の事例の氏族別内訳を示すとともに、これらを分かり易くまとめた表一・表三を掲げておくこととする（各事例には列挙番号を付し、各事例の列挙順は、同書に登場する順であり、その各事例の記載のあり様は、原則として当該事例の初出のそれに随うとともに、件の各事例記載下の括弧内には、当該事例についての簡単な説明として、その出自・品流・属柄等を補記した。そして各事例の下に記す数字は、所見条の年月日、○印付月は閏月を各々示す。以下の事例挙示の場合についても、同様である。）。

某「殿」被付記者全例 六二名 四一六例

1、北条殿（時家子息時政）…………治承484、486、48¹⁷、48¹⁷、48¹⁷、4823、48²⁴、48²⁴、

- 4 8 24、4 8 24、4 8 24、4 8 24、4 8 25、4 8 27、4 8 29、4 9 1、4 9 8、4 9 15、4 9 20、4 9 24、4 10 13、
 4 10 18、4 10 18、4 10 23、4 12 12、4 12 14、5 1 6、5 2 1、養和 2 1 3、2 3 15、2 4 5、壽永 1 1 10、1 1 14、3 1 3、
 3 1 17、3 3 1、元暦 1 12 3、2 4 20、2 5 15、2 6 7、文治 1 8 24、1 10 24、1 10 24、1 11 25、1 11 28、1 11 29、1 11 29、
 1 12 1、1 12 6、1 12 7、1 12 8、1 12 15、1 12 16、1 12 17、1 12 17、1 12 24、1 12 24、1 12 29、2 1 7、2 1 9、2 1 11、2 1 29、
 2 2 1、2 2 7、2 2 9、2 2 9、2 2 13、2 2 21、2 2 22、2 2 25、2 2 25、2 2 25、2 2 27、2 2 28、2 3 1、2 3 1、
 2 3 2、2 3 2、2 3 2、2 3 4、2 3 7、2 3 7、2 3 16、2 3 23、2 3 24、2 3 24、2 3 27、2 4 8、2 4 13、2 5 13、
 2 5 15、2 6 17、2 10 27、3 2 28、3 9 13、3 10 8、3 11 25、3 12 10、5 4 18、5 6 6、5 6 6、5 11 2、5 11 24、5 12 9、
 建久 1 9 7、1 9 7、1 9 21、1 12 26、1 12 29、2 2 4、2 8 18、2 9 29、2 11 12、2 11 23、2 12 1、2 12 1、2 12 2、
 3 7 28、3 11 29、4 2 25、4 5 2、4 5 15、4 5 29、4 11 23、4 12 13、5 2 2、5 2 2、5 ⑧ 1、5 11 1、5 11 23、6 1 20、
 6 6 28、6 7 10、6 7 29、6 8 13、6 11 13、6 11 20、10 2 6、10 4 12、正治 1 5 13、1 5 13、1 11 8、2 1 1、2 1 13、
 2 1 13、2 1 20、2 1 25、2 4 9、建仁 3 9 2 の一五〇例
- 2、鎌倉殿（源義朝子息頼朝）……………治承 4 10 21、養和 2 5 16、元暦 2 3 21、文治 1 11 15、
 建長 1 11 6、10 3 23 の九例
- 3、八幡殿（源頼義子息義家）……………治承 4 11 26、建久 1 12 8、建暦 3 5 2 の三例
- 4、村山殿（米持〈源〉三郎忠義子息七郎義直カ）……………治承 5 5 16 の一例
- 5、悪源太殿（源義朝子息義平）……………寿永 1 1 7 14 の一例
- 6、江間殿（北条時政子息義時）……………寿永 1 11 14、1 11 14、元暦 2 2 16、2 3 11、文治 4 7 10、5 4 18、5 4 18、建久
 1 11 28、2 1 5、2 2 4、2 3 3、2 3 4、2 7 28、2 1 21、3 5 26、3 6 13、3 8 9、3 9 25、3 9 25、3 11 29、4 1 1、

4、3、12、4、5、8、4、5、16、4、5、29、4、9、11、4、10、1、5、2、2、5、2、2、5、2、6、5、2、18、5、7、23、5、⑧、7、5、11、10、
5、11、18、5、11、23、6、7、10、6、8、13、正治1、6、30、2、4、10、2、5、25、2、9、2、建仁1、7、6、1、9、15、3、2、4、3、9、2、3、9、6、
3、9、6、3、9、15、4、1、22、貞応3、7、18の五一例

7、木曾殿（源義賢子息義仲）…………寿永3、2、21の一例

8、帥中納言殿（藤原光房子息吉田経房）…………寿永3、2、21の一例

9、法性寺殿（藤原忠実子息忠通）…………文治1、12、15、2、4、1の一例

10、当摂政殿（近衛（藤原）基美子息基通）…………文治2、2、27の一例

11、白河殿（平清盛子女盛子、藤原基美室家）…………文治2、4、20、2、4、20の一例

12、中摂政殿（藤原忠通子息近衛基実）…………文治2、4、20の一例

13、松殿（藤原忠通子息松殿基房）…………文治2、4、20の一例

14、知足院殿（藤原師通子息忠実）…………文治2、4、20、建保6、4、29、寛喜3、7、16の三例

15、三位中将殿（九条（藤原）兼実子息良経）…………文治2、7、10、建暦1、11、4、嘉禄1、12、9、寛喜2、6、14、仁治2、1
8の五例

16、六条殿（源義親子息為義）…………文治3、11、25の一例

17、右兵衛督殿（一条（藤原）通重子息能保）…………文治4、6、17、建久1、4、22、1、5、3、1、6、10、4、1、26の五例

18、畠山殿（重能子息重忠）…………文治5、9、7、正治2、2、6の一例

19、故左馬頭殿（源為義子息義朝）…………文治5、9、7、建久4、8、2の一例

20、北条五郎殿（時政子息時連（房））…………文治5、12、18の一例

- 21、右中弁殿（藤原俊経子息親経）……………建久1610の一例
- 22、大宮大納言殿（西園寺〈藤原〉公通子息実宗）……………建久1610の一例
- 23、右宰相中将殿（藤原家成子息中御門実教）……………建久1610の一例
- 24、新宰相中将殿（滋野井〈藤原〉実国子息公時）……………建久1610の一例
- 25、摂政殿（藤原忠通子息九条兼実）……………建久119、121、224、嘉禎4425の四例
- 26、金剛殿（北条義時子息泰時）……………建久3526、建仁1922、102、102、103、106、110、112
- 3、2823、3910、承元41120、建暦1429、承久3618、貞応3718の一四例
- 27、志水殿（源義仲子息義高）……………建久5729の一例
- 28、宇治殿（藤原道長子息頼通）……………正治11027の一例
- 29、坊門殿（坊門〈藤原〉信清子息忠信）……………承元2722、嘉禎455の一例
- 30、坊門殿（藤原信隆子息信清）……………承元4612、建暦3522の一例
- 31、故左衛門督殿（源頼朝子息頼家）……………建暦3216の一例
- 32、故二位殿（北条時政子女政子）……………安貞21014、寛喜31016の一例
- 33、一条殿（九条〈藤原〉良経子息道家）……………寛喜4220、貞永2415、嘉禎21125、4222、4223、4228、4319、4410、4410、4424、4425、4717、4725、41012、暦仁11224、延応163、1619、172、1725、236、仁治2320、2510、宝治168、建長4227の一四例
- 34、前摂政殿（九条〈藤原〉道家子息教実）……………文暦242、243の一例
- 35、弥四郎殿（北条時氏子息経時）……………嘉禎312の一例

36、摂政殿（近衛〈藤原〉家実子息兼経）…………嘉禎4425、4626、479、建長4317、4318、6212、正元
225の七例

37、御弟大納言殿（近衛〈藤原〉家実子息兼平）…………嘉禎479の一例

38、今出河殿（西園寺〈藤原〉実宗子息公経）…………嘉禎4819、寛元2511、2824、295の四例

39、松殿禪定殿下（松殿〈藤原〉基房子息師家）…………嘉禎4104、4107の一例

40、冠者殿（將軍家九条〈藤原〉頼経子息頼嗣）…………寛元2421、2421、2421、2421、255、建長486
の六例

41、二位殿（持明院〈藤原〉家行子女、將軍家九条〈藤原〉頼経御台所）…………寛元2518、建長315、317の三例

42、三位殿…………寛元2518の一例

43、大殿（九条〈藤原〉道家子息頼経）…………寛元2511、2520、263、263、2713、2716、2720、
2815、2829、2919、2103、2128、2128、21218、2124、2127、3128、327、327、327、
3210、3224、3225、3421、31011、4112、4213、4325、4327、4414の三〇例

44、二条殿（九条〈藤原〉道家子息良実）…………寛元3820、建長3210、文永2425、252の四例

45、北条殿（時氏子息時頼）…………寛元4524、宝治168、168、建長2129、文応214、弘長31216の
六例

46、入道殿（大江広元子息毛利季光〈西阿〉）…………宝治165の一例

47、故駿河前司殿（三浦義澄子息義村）…………宝治168の一例

48、冷泉太政大臣殿（久我〈源〉通親子息通光）…………宝治1614の一例

- 49、小野宮殿（藤原忠平子息実頼）……………宝治1911、1911の二例
- 50、九条殿（藤原忠平子息師輔）……………宝治1911、1911の一例
- 51、結城上野入道殿（小山政光子息結城朝光）……………宝治2⑫28の一例
- 52、足利左馬頭入道殿（足利義兼子息義氏〈正義〉）……………宝治2⑫28の一例
- 53、富小路殿……………建長235の一例
- 54、二位殿（樋口〈藤原〉親能子女大宮殿〈局〉、二棟御方、將軍家九条〈藤原〉頼嗣生母）……………建長315、443の二例
- 55、堀内殿（秋田城介安達義景子女、北条時宗室家）……………建長474、弘長1423の一例
- 56、女房一条殿（土御門〈源〉通方子女）……………建長8823の一例
- 57、近衛殿（園〈藤原〉基氏子女、安嘉門院女房）……………建長8823の一例
- 58、別当殿（坊門〈藤原〉信清子女カ）……………建長8823の一例
- 59、相模太郎殿（北条時頼子息時宗）……………康元232、正嘉1623、2225、2711、2718、正元2321、2327、243、243、文応187、1812、1817、1110、1111、1122、1216、1226、214、219、214、弘長1423、1424、1425、1813、11126の一六例
- 60、越後守殿（北条実泰子息実時）……………弘長1126の一例
- 61、大阿闍梨松殿（松殿〈藤原〉忠房子息良基）……………弘長3424、3529の一例
- 62、一条殿（九条〈藤原〉道家子息実経）……………文永252の一例

〔内訳〕

・藤原氏 三五名 一三二二例

〈摂関相続孫〉 一一〇名 一〇二二例

。忠通以前 9の一例、14の三例、28の一例、49の二例、50の二例、の五名九例

。忠通以後
忠通息近衛基実流 10の四例、12の一例、36の七例、37の一例、の四名一二三例
忠通息松殿基房流 13の一例、39の二例、61の二例、の三名五例

忠通息九条兼実流 15の五例、25の四例、33の二四例、34の二例、40の六例、43の三〇例、
44の四例、62の一例、の八名七六例

〈摂関相続孫以外〉 一五名 二九例

道隆息隆家流 29 隆家七世孫坊門忠信の一例、30 隆家六世孫坊門信清の一例、58 隆家七世孫坊門信清子女カ
の一例

道綱息兼経流 54 兼経六世孫樋口親能子女の二例

道長息頼宗流 17 頼宗五世孫一条能保の五例、41 頼宗七世孫持明院家能子女の三例、57 頼宗六世孫園基氏子

女の一例

師輔息公季流 22 公季七世孫西園寺実宗の一例、24 公季八世孫滋野井公時の一例、38 公季八世孫西園寺公経
の四例

良門息高藤流 8 高藤十世孫吉田経房の一例

内麿息真夏流 21 真夏十三世孫藤原親経の一例

魚名息鷲取流……………55鷲取十六世孫秋田城介安達義景子女の一例

魚名息末茂流……………23末茂十一世孫中御門実教の一例

魚名息藤成流……………51藤成十一世孫結城朝光の一例

源氏 一二名 一三三例

。清和源氏 一〇名 二一例

賴信息賴義流……………2の九例、3の三例、5の一例、7の一例、16の一例、19の二例、27の一例、31の一例、52の一例、の九名一〇例

賴信息賴季流……………4の一例

。村上源氏 二名 二例

48の一例、56の一例、の二名二例

北条氏 九名 二五三例

1の一五〇例、6の五二例、20の一例、26の一四例、32の一例、35の一例、45の六例、59の二六例、60の一例、の

九名二五三例

。其他氏族（氏族不明を含む） 六名 八例

平氏……………11の一例、畠山氏……………18の一例、毛利氏……………46の一例、三浦氏……………47の一例、不明……………42の一例、53の一例、の六名八例

- 1、北条四郎時政主（時家子息）…………治承4427、4427、文治241の三例
- 2、北条四郎主（時政子息義時）…………治承4824、4827、4122、建久2128、10412、正治233、314、建仁2910、343、3108、418、418、元久1418の一三例
- 3、義仲主（源義賢子息）…………治承497、寿永1915の一例
- 4、悪源太義平主（源義朝子息）…………治承497の一例
- 5、亡父義賢主（源為義子息）…………治承41013の一例
- 6、信光主（武田〈源〉信義子息）…………治承41014の一例
- 7、義経主（源義朝子息）…………治承41021、41021、養和1720、1720、寿永3121、3121、322、325、327、327、329、3213、332、元暦1422、1621、173、183、1817、1817、2221の一〇例
- 8、義政主（佐竹〈源〉隆義子息）…………治承4114の一例
- 9、秀義主（佐竹〈源〉隆義子息）…………治承4115、4116の一例
- 10、北条三郎主（時政子息宗時）…………治承516、5419の一例
- 11、義定主（安田〈源〉清光子息）…………治承5314の一例
- 12、新田冠者義重主（源義国子息）…………寿永1714、1714の一例
- 13、蒲冠者範頼主（源義朝子息）…………寿永321の一例
- 14、故希義主（源義朝子息）…………元暦252、文治319、358の一例
- 15、五郎主（北条時政子息時連〈房〉）…………建久5111、建仁176、元久1418、2621の四例

- 16、江馬太郎主（北条義時子息泰時）……正治2410、299、建仁176、392、嘉祐21029の五例
- 17、阿佐利与一義遠主（逸見〈源〉清光子息）……建仁1629の一例
- 18、相模次郎朝時主（北条義時子息）……建暦257、3429、352、承久4212、貞応2101の五例
- 19、修理亮重時主（北条義時子息）……承久4212の一例
- 20、政村主（北条義時子息）……貞応3628、3718、3718、寛喜214の四例
- 21、武藏太郎主（北条泰時子息時氏）……嘉禄21018の一例
- 22、武州二郎時実主（北条泰時子息）……嘉禄21221、374の一例
- 23、相模五郎時直主（北条時房子息）……安貞2516の一例
- 24、大炊助有時主（北条義時子息）……寛喜1917、214の一例
- 25、越後太郎光時主（北条朝時子息）……寛喜214の一例
- 26、陸奥五郎実泰主（北条義時子息）……寛喜214の一例
- 27、入道相模三郎資時主（北条時房子息）……嘉禎3411の一例
- 28、北条五郎時頼主（時氏子息）……嘉禎3816の一例
- 29、陸奥太郎実時主（北条実泰子息）……嘉禎427、427、建長4112の三例
- 30、遠江三郎時長主（北条朝時子息）……嘉禎467の一例
- 31、陸奥弥四郎時茂主（北条重時子息）……建長8413の一例
- 32、相模太郎主（北条時頼子息時宗）……文応176の一例
- 33、子息四郎主（北条実時子息顯時）……文応219の一例

34、相模三郎時村主（北条時房子息）…………文応2211の一例

〔内訳〕

・北条氏 二二名 五五例

1の三例、2の一三例、10の二例、15の四例、16の五例、18の五例、19の一例、20の四例、21の一例、22の一例、23の一例、24の一例、25の一例、26の一例、27の一例、28の一例、29の三例、30の一例、31の一例、32の一例、33の一例、34の一例、の二二名五五例

・源氏 一二名 三六例

。清和源氏 一二名三六例

賴義息義家流………3の一例、4の一例、5の一例、7の二〇例、12の一例、13の一例、14の三例、の七名三〇例
賴義息義光流………6の一例、8の一例、9の一例、11の一例、17の一例、の五名六例

氏族別	員数	事例数	員数一名当りの平均事例数
藤原氏	35名 (約56.5%)	132例 (約31.7%)	約3.8例
源氏	12名 (約19.4%)	23例 (約5.5%)	約1.9例
北条氏	9名 (約14.5%)	253例 (約60.8%)	約28.1例
平氏	1名 (約1.6%)	2例 (約0.5%)	
畠山氏	1名 (約1.6%)	2例 (約0.5%)	
毛利氏	1名 (約1.6%)	1例 (約0.2%)	
三浦氏	1名 (約1.6%)	1例 (約0.2%)	
氏族不明	2名 (約3.2%)	2例 (約0.5%)	1例
合計数	62名	416例	約6.7例

〔備考〕員数・事例数両欄中の百分比は、それぞれの合計数に占めるものである。

「殿」字被付記者について

これを前掲「表二」に示す如く氏族別に、(一)員数と(二)事例数の両面からみてみると、まず(一)の点では、皇族の例が全く認められること。これに対して藤原氏は三五名というように最も多く、これは、合計数六二名の約五六・五%を占めており、源氏が一二名(約一九・四%)でそれにつぎ、以下、北条氏が九名(約一四・五%)→其他氏族(平・畠山・毛利・三浦の四氏族、各一氏族一名ずつ)の四名(約六・五%)→氏族不明(二名(約三・一%))の順になつていること。つぎに(二)の点では、北条氏が二五三例で最も多く、これは、合計数四一六例の約六〇・八%を占めており、藤原氏が一三二例(約三一・七%)でそれにつぎ、以下、源氏が二三例(約五・五%)→其他氏族(平・畠山両氏が各一例ずつ)の四例、毛利・三浦両氏が各一例ずつの一例、の計六例(約一・四%)→氏族不明が一例(約〇・五%)の順になつていること。これら(二)に述べたことより、「殿」字被付記者の員数に関しては、皇族が全く認められず、藤原氏が最も卓越していることから、「殿」字被付記者は藤原氏によって代表され、あるいは象徴されているといつてよいこと。併し乍ら、「殿」字被付記者の一名当たりの平均事例数の点では、北条氏が約一八・一例というように最も多く、藤原氏が約三・八例でそれにつぎ、以下、源氏(約一・九例)→其他氏族(約一・五例)→氏族不明(一例)の順になつていることを指摘しうる。

[表三]
氏族別にみた「主」字被付記者

氏族別	員 数	事 例 数
北条氏	22名 (約64.7%)	55例 (約60.4%)
源氏	12名 (約35.3%)	36例 (約39.6%)
合 計 数	34名	91例

[備考] 員数・事例数両欄中の百分比は、それぞれの合計数に占めるものである。

「主」字被付記者について

この事例は、既掲〔表三〕に示す如く、皇族と藤原氏には全く認められず、北条氏と源氏のみに限られていること。そして、この北条・源両氏についての〔員数と、〔事例数をみると、まず〔に関しては、北条氏が二二一名（合計数三四名の約六四・）源氏が一一名（約三五・三%）となり、北条氏の方が源氏よりも上廻っており、〔に關しても、北条氏が五五例（合計数九一例の約六〇・）、源氏が三六例（約三九・六%）となつて、北条氏の方が源氏よりも卓越していることが知られる。従つて「主」字被付記者について、これを氏族別にみた場合、員数、事例数ともに、北条氏が源氏のみならず、他余の諸氏を凌駕しており、この意味で「主」字被付記者は、北条氏によつて代表され、あるいは象徴されているといえよう。

六

以上、〔タマフ（「給」「御」）字被表現者、〔「殿」字被付記者、〔「主」字被付記者について、各々の事例を提示して個々に検討を加えてきたが、それでは、これら〔〕の各相互間から如何なる事柄を知りうるであろうか。つぎにこうした点について述べてみよう。ここでは、これら〔〕のうち、双者、あるいは三者に該当する事例のあり様に注目してみたい。件の〔〕のうち、双者、あるいは三者に該当する事例がみられるのは一体如何なる人物か、そしてまた、その人物は果たして如何なる氏族に所属するかを考えてみるに、後掲〔表四〕により、上記〔〕のいづれにも該当事例を有するケース（ア）は、3 5 14 16 26 32 37の七例、〔〕に該当事例を有するケース（イ）は、1 2 6 8 9 10 11 15 17 19 20 25 27 28 29 30 31 33 34 35 39の一三一例、〔〕に該当事例を有するケース（ウ）は、40 41の一例、〔〕に該当事例を有するケース（エ）は、4 7 12 13 21 22 23 24 36 38の一〇例存することが分かる。そしてこれら（ア）～（エ）なる各ケースにあてはまる各事例の氏族別内訳は、ケーズ（ア）の七例は、すべて北条氏、ケーズ（イ）の一三一例は、藤原氏一五

例、源氏四例、北条氏二例、不明一例であり、ケース（ウ）の二例は、源氏一例であり、ケース（エ）の一〇例は、北条氏七例、源氏三例となる。こうして（ア）～（エ）の各ケースにあてはまる各事例の氏族別内訳を眺めてみれば、35の氏族不明の三位殿の一例を除く外はすべて藤原・源・北条の三氏族に限られており、そしてそれら三氏族のうち、藤原氏はケース（イ）のみに、源氏はケース（イ）（ウ）（エ）に、北条氏はケース（ア）（イ）（エ）に各々その事例が認められることになる。これを各ケースを中心に据えて考察するならば、ケース（ア）は、北条氏独有的のもの、ケース（イ）は、その事例が藤原氏により多くみられることから、同氏に代表され、あるいは象徴されるもの、ケース（ウ）は、他余のケースに比してその事例数が少ないものの、そのすべてが源氏のみに限られていること。そしてケース（エ）は、その多くの事例が北条氏にみられることから、同氏に代表され、あるいは象徴されるもの、ということになる。これをさらに氏族を中心に据えて考察するならば、皇族は別格として一先ず措き、他余の藤原・源・北条の三氏族にあって、藤原氏により多くの事例がみられるのは、ケース（イ）であり、北条氏により多くの事例がみられるのは、ケース（エ）であり、北条氏のみに事例がみられるのは、ケース（ア）であり、そして源氏のみに事例がみられるのは、ケース（ウ）である。

かくして各ケースと氏族との双方を各々考察の中心に据えての結論として、皇族を除く藤原・源・北条の三氏族にあつては、藤原氏と北条氏が各々対蹠的、あるいは対極的とみられる位置関係にあり、源氏がそれら両氏の中間の位置を占めていることを理会しうる。尚言えども、そこには、皇族が別格として上位にあり、その下位に藤原氏を筆頭にして、以下、源氏→北条氏という威権性ないし、その因つて来たる尊貴性についての序列づけの観念ないし認識の存在が語り示されており、そしてこうした観念ないし認識に依拠して小稿で取り上げた（タマフ（「給」「御」）字被表現者、（二）「殿」字被付記者、（三）「主」字被付記者の三者に關わる記載・記述が為されているであろうことを想察しうるのである。別言

すれば、そうした(一)～(三)の三者に關わる記載・記述のあり様それ自体を以て、上述のような各氏族に有する威權性ないし、その由來する尊貴性についての序列づけの觀念ないし認識の存在を明示する証跡と見做しうるであろう、ということである。

〔表四〕

番号												番号 既掲	(一)「タマフ」(「給」「御」)字被表現者	(二)「殿」字被付記者	(三)「主」字被付記者
11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	②				
(37)	33	30	28	20	10	7	6	5	4	3	④	源 賴朝	2 源 賴明		
		松殿<藤原>基房	吉田<藤原>経房	源 範頼	源 義朝	北条義時	北条宗時	北条時政	北条時政	北条時政	33	北条政子			
31	13	25	8			6	5	4	3	2	19	源 義朝	10 北条宗時	1 北条時政	1 北条時政
		松殿<藤原>基房	吉田<藤原>経房			2 北条義時	13 源 範頼	10 北条宗時	1 北条時政	1 北条時政					
															別ケース
イ	イ	イ	イ	エ	イ	ア	エ	ア	イ	イ					

29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12
107	106	103	101	⑨4	90	88	84	83	⑧2	73	69	63	九条 坊門	九条 門	北条時房	源 義経	希義
					北条時氏	北条時実	北条重時	北条朝時	九条 忠信	藤原	藤原	藤原	藤原	藤原	北条泰時	43	48
										良実	信清	良経	忠信	忠信	北条時房	源 義経	希義
56	41	46	46	34	34	29	21	22	19	18	北条時氏	北条重時	北条朝時	北条時房	北条泰時	源 義経	希義
															16	7	14
															北条泰時	源 義経	希義
イ	イ	イ	ア	イ	エ	エ	エ	エ	イ	イ	イ	イ	イ	ア	イ	ア	エ

41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	108 足利〈源〉義氏
									112 北条時頼	111 九条〈藤原〉頼嗣	110 足利〈源〉義氏	42 九条〈藤原〉頼嗣
								113 北条経時	36 北条経時	47 北条時頼	28 北条時頼	
							116 持明院〈藤原〉二位殿	43 持明院〈藤原〉二位殿	44 三位殿	61 北条時宗	38 近衛〈藤原〉兼経	126 近衛〈藤原〉兼経
										20 北条政村	121 北条政村	124 北条時宗
										19 北条重時	32 北条時宗	125 北条重時
										7 源 義仲	5 源 義平	4 源 義平
										3 源 義仲	2 源 義平	1 ウ

最後に『吾妻鏡』に所見される北条氏諸流に所属する人々の員数と所見条数について一言触れて稿を閉じたく思う。

およそ北条氏をば、(イ)得宗家流、(ロ)時房流、(ハ)朝時流、(ニ)重時流(極楽寺)、(ホ)政村流、(ヘ)実泰〈実義〉流(金沢)、(ト)有時流、(チ)其他(時政尊属流)の八流に分ちて各々の門流に所属する人々の員数と所見条数を、左掲の『吾妻鏡』所見北条氏系譜によつて整理して示すと、左記のようになる。

- (イ)①時政（一七四条）、②宗時（五条）、③義時（三四七条）、④政範（四条）、⑤女子（〈將軍家源頼朝室政子〉三〇三条）、⑥女子（〈足利義兼室〉一一条）、⑦女子（〈阿野全成室阿波局〉七条）、⑧女子（〈稻毛重成室〉四条）、⑨女子（〈三条実宣室〉一条）、⑩泰時（五一一条）、⑪女子（〈一條実雅室・唐橋通時室〉六条）、⑫時氏（二九条）、
 ⑬時実（五条）、⑭女子（〈二浦泰村室〉七条）、⑮女子（〈北条朝直室〉一条）、⑯女子（〈富士姫〉二一条）、⑰經時（九二条）、⑱時頼（二四五条）、⑲時定（四〇条）、⑳女子（〈將軍家九条頼嗣室檜皮姫〉二三条）、㉑時輔（〈時利〉四五条）、㉒時宗（六九条）、㉓宗政（二五条）、㉔宗頼（二一条）、㉕女子（〈時頼子女〉二一条）の二五名・二〇四二一条
- (ロ)①時房（二二七条）、②時盛（一一一条）、③時村（三一条）、④資時（一九条）、⑤朝直（一四一条）、⑥時直（六〇条）、
 ⑦時定（六五条）、⑧時親（二二一条）、⑨時貞（二二三条）、⑩女子（〈北条長時室〉一条）、⑪時隆（四〇条）、⑫時広（八四条）、⑬時成（五条）、⑭朝房（一五条）、⑮頼直（二二一条）、⑯宣時（〈時忠〉五〇条）、⑰時仲（四七条）、
 ⑱朝貞（二一条）、⑲清時（六九条）、⑳時通（一五条）、㉑政房（五条）の二二一名・一〇二二七条
- (ハ)①朝時（七五条）、②光時（三九条）、③時章（九七条）、④時長（三四条）、⑤時幸（二二一条）、⑥時兼（二二三条）、
 ⑦教時（八八条）、⑧時基（四二条）、⑨親時（四条）、⑩公時（六九条）、⑪頼章（三一条）、⑫長頼（二八条）、⑬宗長（一条）の二二二名・五〇六条
- (ニ)①重時（一七二条）、②為時（二二一条）、③長時（七〇条）、④時茂（二七条）、⑤義政（四二三条）、⑥業時（七二一条）、
 ⑦忠時（五条）、⑧女子（〈北条時頼室道果〉二一〇条）、⑨女子（〈宇都宮経綱室〉一条）、⑩義宗（〈富王〉一条）の二〇名・四二二一条
- (ホ)①政村（二一九条）、②通時（一六条）、③時村（五〇条）、④嚴斎（二一条）、⑤女子（〈北条業時室〉四条）の五名・

二九一条

(イ) ①実泰（（実義）一二一条）、②実時（一六一条）、③顕時（（時方）三八条）の三名・一一一条

(ト) ①有時（五一条）、②時基（四三条）、③兼時（一一条）、④通時（一六条）の四名・一一三条

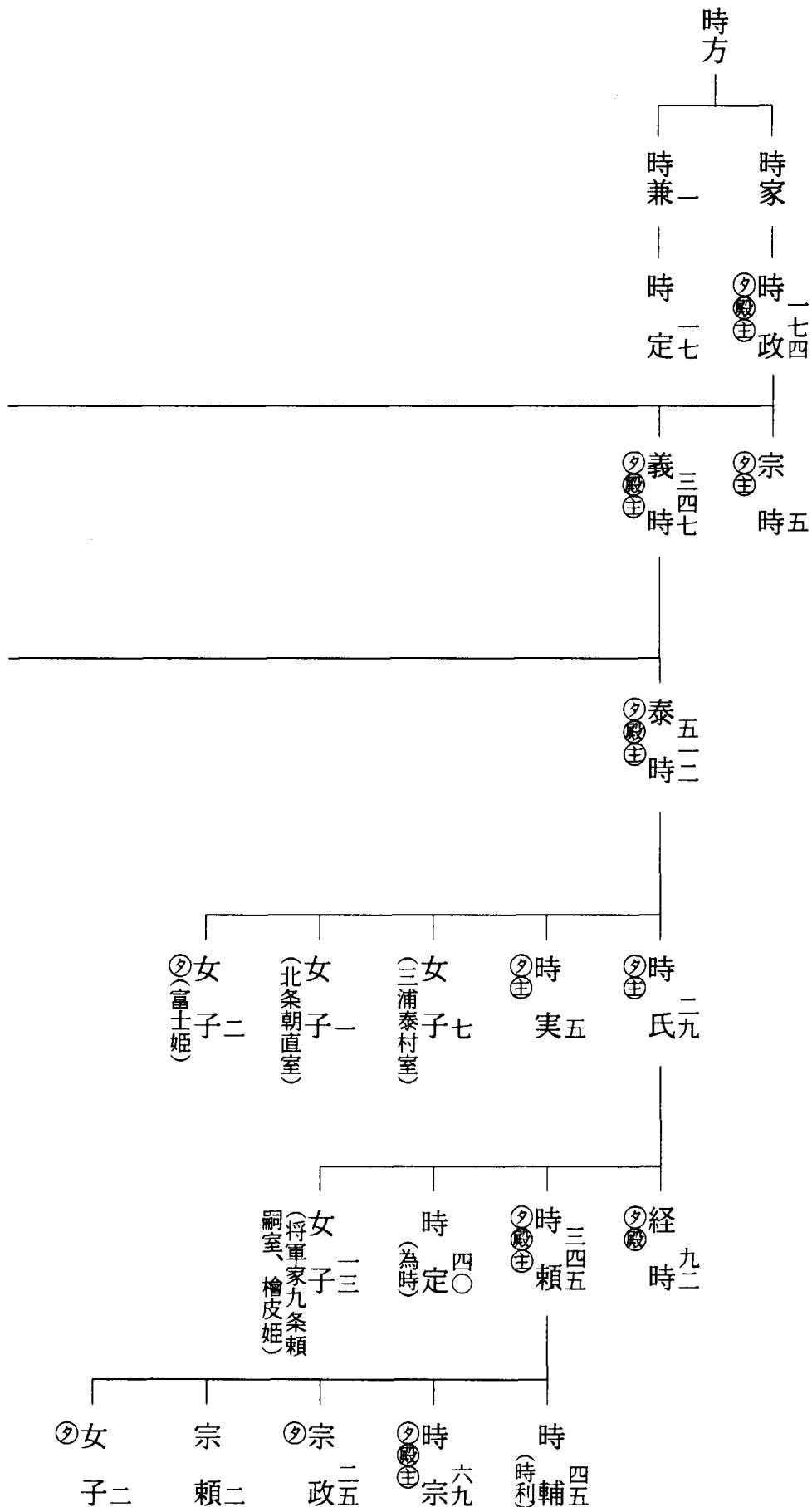
(チ) ①時兼（一条）、②時定（一七条）の一一名・一八条

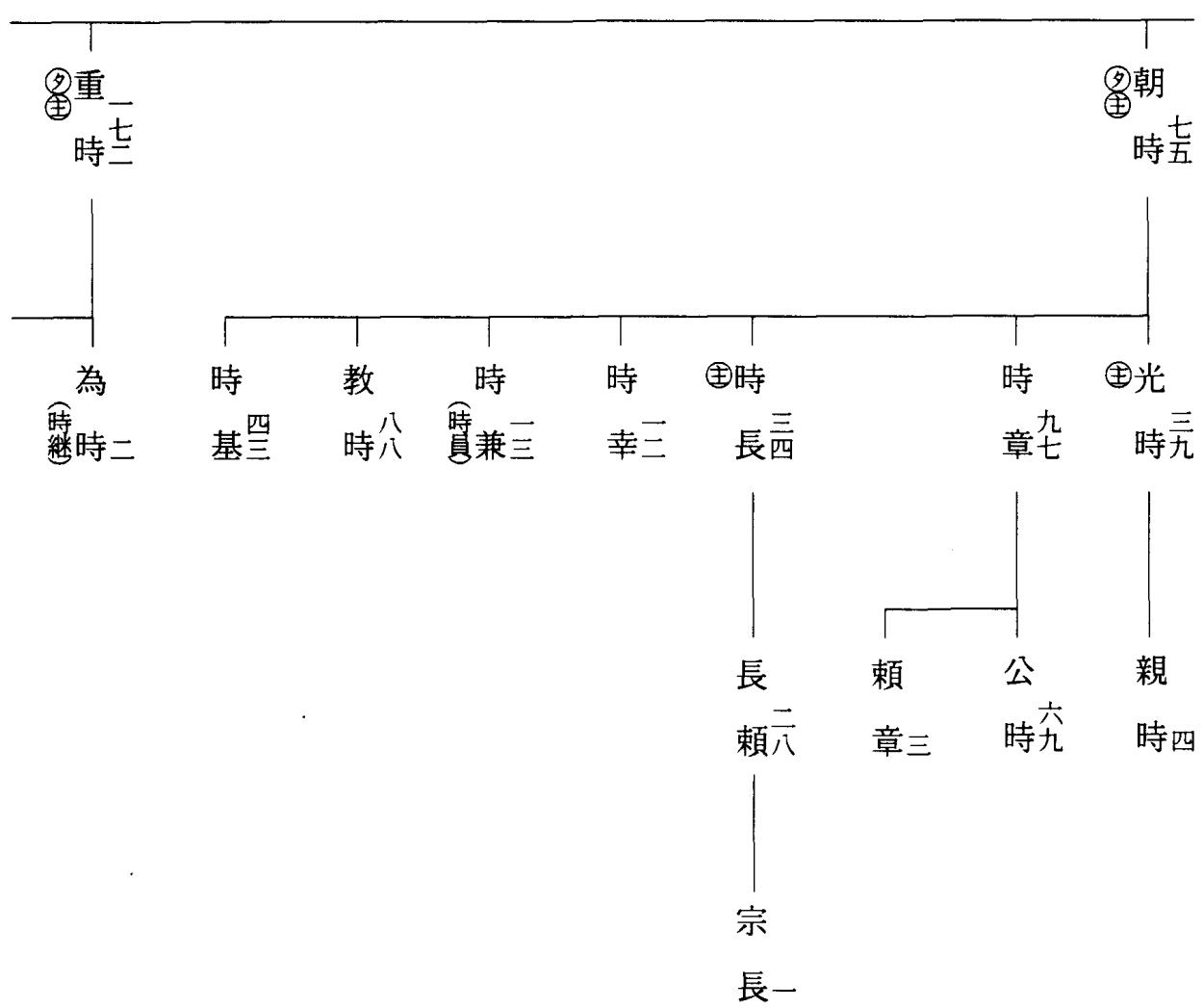
これによつて知られるのは、(ト)、北条氏諸流中、員数・所見条数ともに最も卓越してゐるのは、いわゆる(イ)の得宗家流であることと、(チ)、この得宗家流以外の各諸流における、その員数・所見条数は、件の得宗家流からの系譜的邇遐の度合にほぼ対応する形での増減現象が認められることである。これら(ト)(チ)に述べたことは、とりもなおさず、同書における北条氏、中に就き、その得宗家流に所属する人々に関わる事柄・事蹟を殊のほか重視する意識を基調精神として、その記載・記述が為されていることを語り示しており、そしてこれは、同書における北条氏の所見条数に関して、

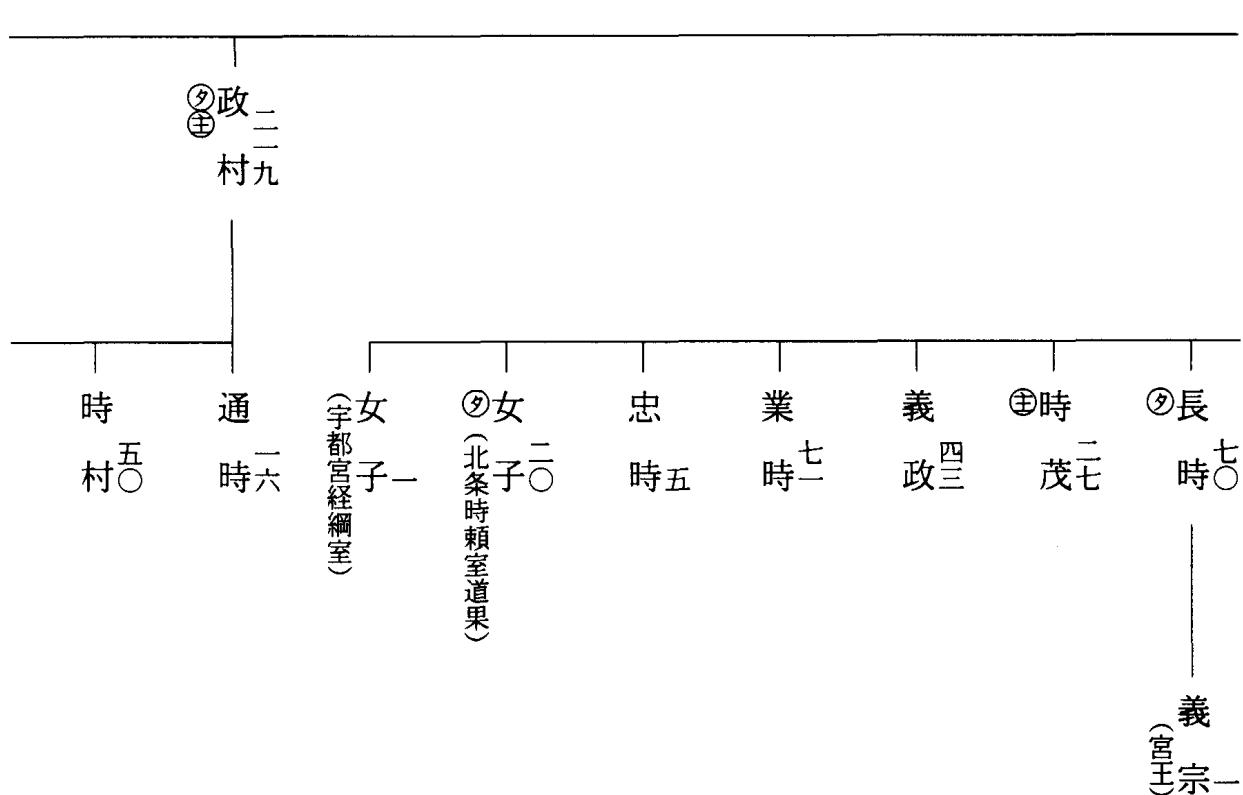
- | | |
|-------------|---------------|
| 一位 泰時（義時子息） | 五一二 <u>条</u> |
| 二位 義時（時政子息） | 三四七 <u>条</u> |
| 三位 時頼（時氏子息） | 三四五 <u>条</u> |
| 四位 時房（時政子息） | 三一一七 <u>条</u> |
| 五位 政子（時政子女） | 三一〇三 <u>条</u> |

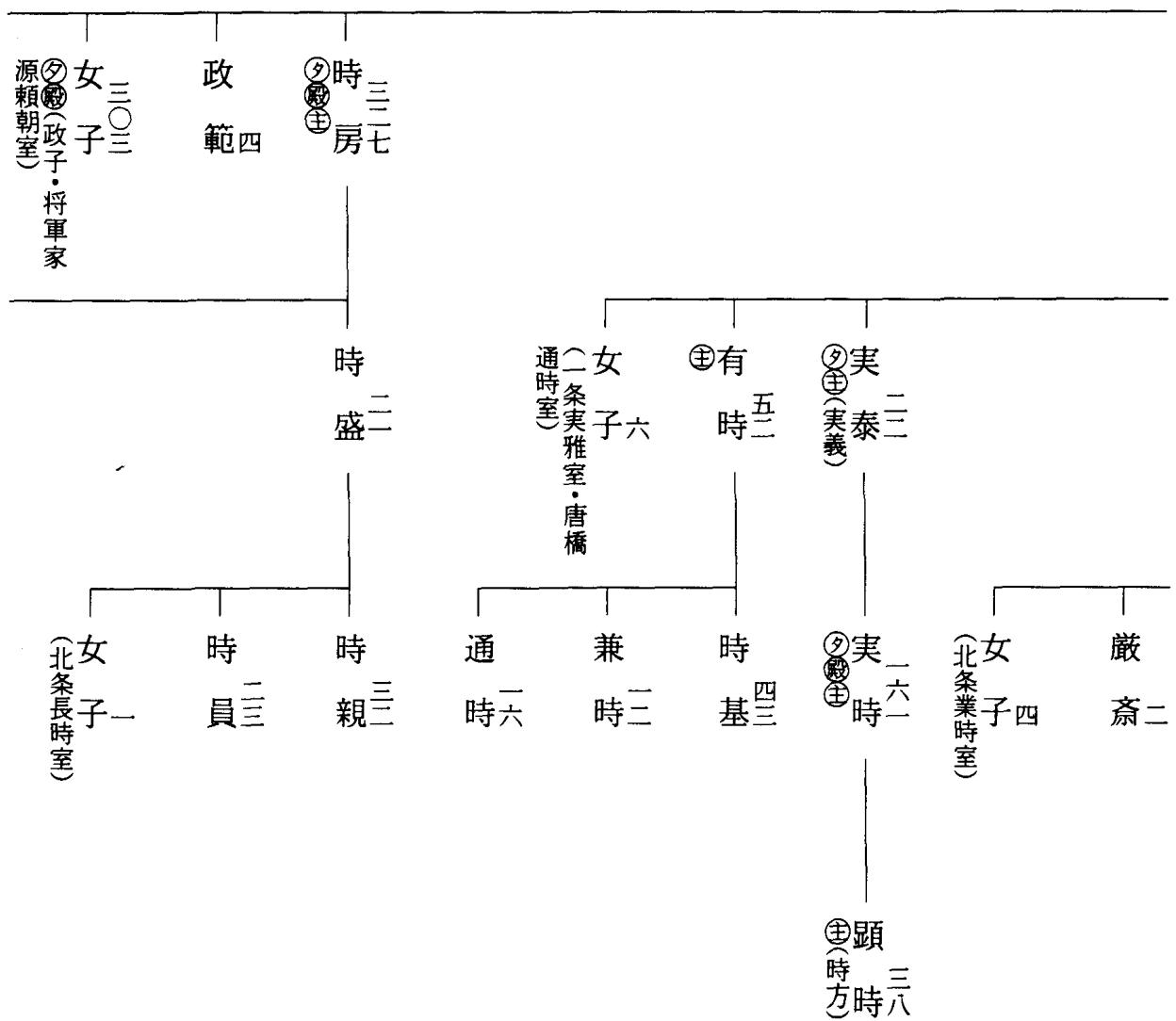
という上位の五位までを占める五名のうち、四位にランクされている時房の一名を除く四名が、實に得宗家流に所属する人々であることや、小稿において取り上げた「タマフ」（「給」「御」）字を以つて表現されている者（A）、人名下に

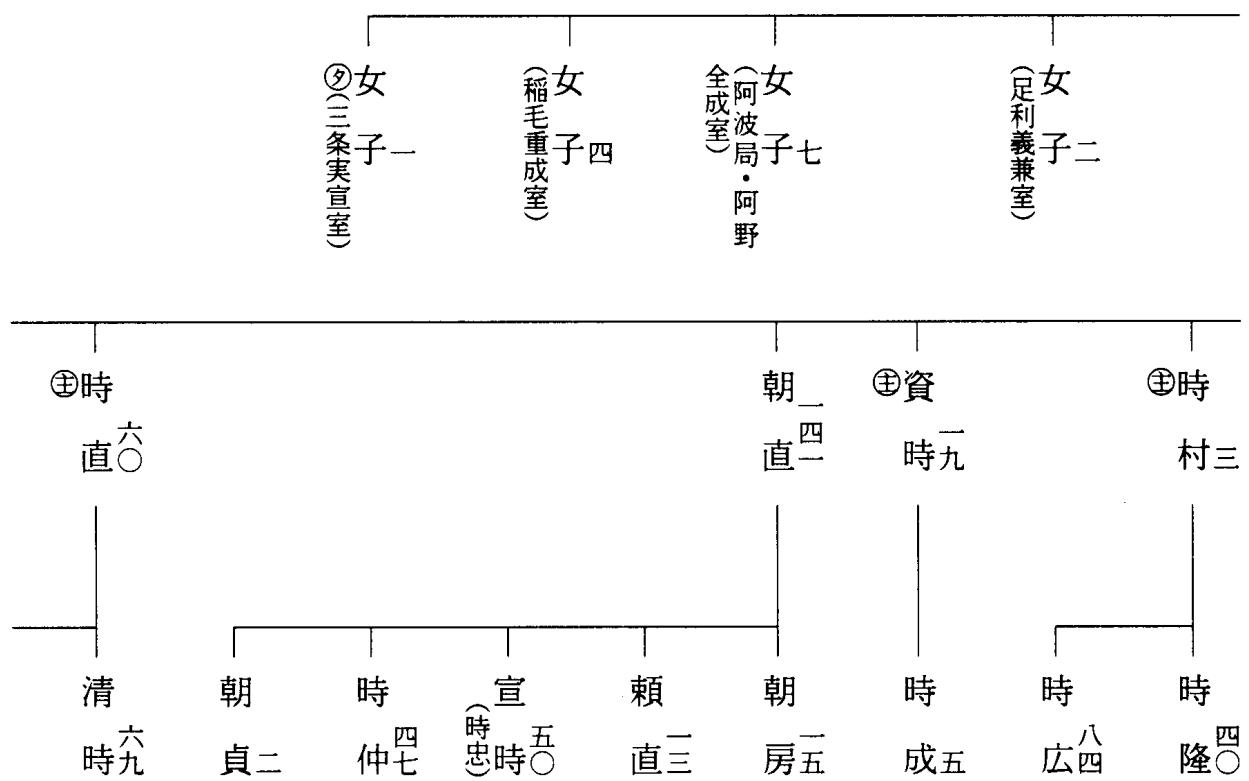
「吾妻鏡」所見北条氏系譜







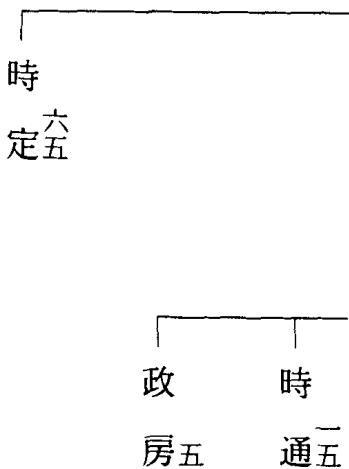




〔備考〕人名の右に記した数字は所見条数を示し、左のⒶは「タマフ」と表現されている事例、Ⓑは人名下に「殿」字が付記されている事例、Ⓐは人名下に「主」字が付記されている事例が各々所見される者であることを示す。

「殿」字が付記されている者（B）、人名下に「主」字が付記されている者（C）のいづれにおいても、

表現・表記				
合計（100%）				
	(A)	(B)	(C)	
イ	一四名（約六三・六%）	七名（約七七・八%）	八名（約三六・四%）	二九名（約五四・七%）
ロ	一名（約四・五%）	一名（約一一・一%）	四名（約一八・二%）	六名（約一一・三%）
ハ	一名（約四・五%）	—	三名（約一三・六%）	四名（約七・五%）
ニ	三名（約一三・六%）	—	二名（約九・一%）	五名（約九・四%）
ホ	一名（約四・五%）	—	二名（約三・八%）	—



ト	二名（約九・一%）	一名（約一一・一%）	三名（約一三・六%）	六名（約一一・三%）
ト	二二一名（一〇〇%）	九名（一〇〇%）	一一一一名（一〇〇%）	五三三名（一〇〇%）
合計				

というよう、北条氏の諸流中、(イ)、すなわち得宗家流における(A) (B) (C) の各数値が、他余の諸流における(A) (B) (C) のそれよりも、特段に凌駕していることなどにも端的に詮表されているといえよう。

上來試みてきた「タマフ」(「給」「御」)字の被表現者や、「殿」「主」両字の被表記者についての考査は、同書の編纂者が諸氏族の中で北条氏を如何ように評価し、位置づけしているか、はたまた、北条氏諸流の中では得宗家流を如何ように評価し、位置づけしているか、といった事柄についての実態の一斑を実証的に考究し、あるいは解明する上において一つの有用な手立てとなりえようし、これによってまた、同書の成立や性格の一端を闡明することも可能となろう。